

# 第197回 定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日～2019年3月31日

## ■日時

2019年6月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## ■場所

東京都港区芝公園三丁目3番1号  
東京プリンスホテル  
2階「鳳凰の間」

昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、  
お間違えのないようお願い申し上げます。

## 議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさしつかえの場  
合は、郵送またはインターネットにより、  
**2019年6月26日（水曜日）**  
**午後5時まで**に  
議決権を行使くださいますようお願い申  
しあげます。

## Contents

■	第197回定時株主総会招集ご通知	1
■	株主総会参考書類	4
	第1号議案 剰余金の配当の件	
	第2号議案 取締役12名選任の件	
	第3号議案 監査役1名選任の件	
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
	第5号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度一部改定の件	
	(添付書類)	
■	事業報告	21
■	連結計算書類等	48
■	監査報告書	52

古河電気工業株式会社

証券コード：5801

# 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素よりひとかたならぬご支援お引き立てを賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第197回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

2019年6月5日

(証券コード 5801)  
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号  
**古河電気工業株式会社**  
取締役社長 **小林 敬一**



## 第197回定時株主総会招集ご通知

- 1. 日 時** 2019年6月27日（木曜日）午前10時
- 2. 場 所** 東京都港区芝公園三丁目3番1号  
**東京プリンスホテル 2階「鳳凰の間」**  
昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、  
お間違いないようご注意ください。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

### 3. 目的事項

報告事項	<b>第1号</b>	第197期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
	<b>第2号</b>	第197期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	<b>第1号議案</b>	剰余金の配当の件
	<b>第2号議案</b>	取締役12名選任の件
	<b>第3号議案</b>	監査役1名選任の件
	<b>第4号議案</b>	補欠監査役1名選任の件
	<b>第5号議案</b>	取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

##### 株主総会にご出席いただける方



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

| 株主総会開催日時 | **2019年6月27日 (木曜日) 午前10時**

##### 株主総会にご出席いただけない方 **【郵送】または【インターネット】で事前に議決権を行使いただくことができます。**

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

| 議決権行使期限 | **2019年6月26日 (水曜日) 午後5時 (必着)**

または

インターネット



**議決権行使ウェブサイト** <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にて各議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

| 議決権行使期限 | **2019年6月26日 (水曜日) 午後5時**

▶ インターネットによる議決権行使につきましては、3ページ記載の「1. インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

【ご注意】 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

#### 5. その他

- (1) 本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条に基づき、当社ホームページに掲載をさせていただいております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。

当社ホームページ

<https://www.furukawa.co.jp/>

以上

## 【ご案内】

### 1. インターネットによる議決権行使のご案内

- (1) 書面による議決権行使に代えて、指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2019年6月26日（水曜日）午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書用紙およびインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

#### （ご注意）

- ・パスワードは、議決権を行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. 単元未満株式の買取・買増制度について

単元未満株式を保有する株主様には、当社に対しその単元未満株式の数と併せて1単元になる数の株式を買増請求する「買増制度」および当社へ保有する単元未満株式の買取を請求する「買取制度」がございます。買増および買取の価格は、市場価格となります。

単元未満株式の買増・買取のお申出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、下記3の株主名簿管理人までお問い合わせください。

### 3. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、資本効率を重視した経営を目指し、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のバランスをとることを、資本政策の基本的な方針としています。

この基本方針のもと、中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」においては、当社グループの持続的成長を支える注力事業分野（インフラ／自動車市場）での利益拡大および新事業創出のための設備投資・研究開発に対して優先的に経営資源を振り向け、当社グループの収益力を強化するとともに、財務体質の改善を継続し、株主還元については、安定配当の継続を経営の最重要事項の一つと位置づけております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を踏まえ、株主の皆様への利益還元を増やすべく増配することとし、1株につき85円とさせていただきたいと存じます。

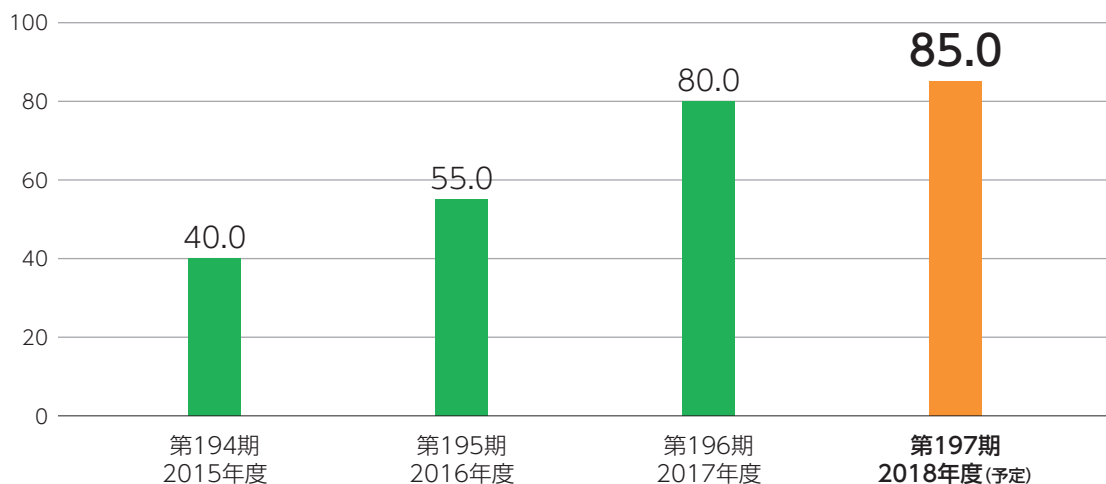
#### (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金85円 総額6,002,526,600円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

#### ご参考 1株当たり配当金の推移 (単位:円)



※当社は、2016年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を実施しておりますので、本グラフに記載の2015年度の配当金実績は、株式併合後の1株当たり配当金水準と一致させるため実際の配当金額を10倍にして表示しております。

## 第2号議案

# 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	柴田 光義 <span>再任</span>	取締役会長
2	小林 敬一 <span>再任</span>	代表取締役社長
3	藤田 純孝 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役
4	塚本 修 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役
5	中本 晃 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役
6	御代川 善朗 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—
7	藪 ゆき子 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—
8	荻原 弘之 <span>再任</span>	代表取締役兼執行役員副社長 グループ変革本部長
9	黒田 修 <span>再任</span>	取締役兼執行役員常務 グローバルマーケティングセールス部門長
10	宮本 聡 <span>新任</span>	執行役員常務 総務・CSR本部長
11	牧 謙 <span>再任</span>	取締役兼執行役員 戦略本部長
12	福永 彰宏 <span>新任</span>	執行役員 財務・グローバルマネジメント本部長

各取締役候補者は、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

### 【役員候補者の指名に関する方針】

当社では、役員候補者について、能力、知識、経験等に加え、性別・国際性面の多様性から生まれる多角的な視点が当社グループのグローバルでの事業推進、適切な監督・監査に資するという認識に立ち、次の観点からその選定を行っております。

- 社外役員候補者：様々な視点・角度からの取締役会議論への参加を期待し、企業経営や行政の経験者、技術に精通したエンジニア、法律や会計等の専門家など、知見や経歴を異にする人材をバランスよく選定すること
- 社内役員候補者：国内外に多くの関係会社を擁し、事業分野も非常に幅広く多岐に亘る当社グループの特徴を踏まえ、当社グループの企業価値の向上に資するために、その時々においてそれぞれの役職に必要とされる能力、知識、経験等を有していると認められる人材を選定すること

各候補者の略歴ならびに指名の理由につきましては、次ページ以降を参照ください。

候補者  
番号

1

しばた みつよし  
**柴田 光義** (1953年11月5日生)

再任



**略歴、当社における地位および担当**

- 1977年 4月 当社入社
- 2008年 6月 当社執行役員、経営企画室長
- 2009年 1月 当社執行役員、金属カンパニー副カンパニー長
- 同 年 6月 当社執行役員常務、金属カンパニー長
- 2010年 6月 当社取締役兼執行役員常務、金属カンパニー長
- 2012年 4月 当社代表取締役社長
- 2013年11月 当社代表取締役社長兼グループ・グローバル経営推進本部長
- 2016年 4月 当社代表取締役社長
- 2017年 4月 当社取締役会長（現在に至る）

所有する当社株式の数  
普通株式 7,200株

**重要な兼職の状況**

いすゞ自動車(株)社外取締役、東武鉄道(株)社外取締役、朝日生命保険相互会社社外監査役

取締役会出席率

20/20回 (100%)

**取締役候補者とする理由**

柴田光義氏は、代表取締役社長を含め永年にわたり当社グループの経営に携わっており、企業経営に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2017年からは取締役会議長として、非業務執行の立場から社長以下の経営陣による業務執行の監督および取締役会の運営改善の取組みを推進するなど取締役会の実効性向上において中心的な役割を担っております。また、中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」の達成に必要なコーポレートガバナンスを更に強化する任に当たっております。同氏の当社グループにおける豊富な経営経験が取締役会における戦略的議論に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

2

こばやし けいいち  
**小林 敬一** (1959年6月24日生)

再任



**略歴、当社における地位および担当**

- 1985年 4月 当社入社
- 2012年 4月 当社電装・エレクトロニクスカンパニー巻線事業部長
- 2013年 4月 当社巻線事業部門長
- 2014年 2月 当社銅条・高機能材事業部門長兼巻線事業部門長
- 同 年 4月 当社執行役員、銅条・高機能材事業部門長
- 2015年 4月 当社執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌兼銅条・高機能材事業部門長
- 同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌兼銅条・高機能材事業部門長
- 2016年 4月 当社代表取締役兼執行役員専務、グローバルマーケティングセールス部門長
- 2017年 4月 当社代表取締役社長（現在に至る）

所有する当社株式の数  
普通株式 3,800株

**取締役候補者とする理由**

小林敬一氏は、巻線や銅条・高機能材事業の長、事業部門管掌およびグローバルマーケティングセールス部門長を歴任し、事業運営、マーケティング・セールスに関する豊富な経験および高度な知見を有しており、2017年からは代表取締役社長として、これらの知見を活かしながら、その優れたリーダーシップのもと当社グループ経営を牽引しております。同氏は、経営トップとして中期経営計画を強力に推進し企業価値のさらなる向上を図る任に当たっており、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

3

ふじた  
藤田

すみたか  
純孝

(1942年12月24日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数  
普通株式 4,400株

取締役会出席率  
20/20回 (100%)

### 略歴、当社における地位および担当

- 1965年 4月 伊藤忠商事(株)入社
- 1995年 6月 同社取締役業務部長
- 1997年 4月 同社常務取締役、経営企画担当役員補佐
- 1998年 4月 同社代表取締役常務取締役、経営企画担当役員
- 同 年 7月 同社代表取締役常務取締役、財務・経理担当役員
- 1999年 4月 同社代表取締役専務取締役、チーフフィナンシャルオフィサー
- 2001年 4月 同社代表取締役副社長、チーフフィナンシャルオフィサー兼経営企画・財務・経理・審査担当役員
- 2003年 4月 同社代表取締役副社長、社長補佐、職能管掌兼チーフフィナンシャルオフィサー兼チーフコンプライアンスオフィサー
- 2006年 4月 同社代表取締役副会長、社長補佐
- 同 年 6月 同社取締役副会長、社長補佐
- 2008年 6月 同社相談役
- 同 年 同 月 当社社外取締役 (現在に至る)
- 2011年 7月 伊藤忠商事(株)理事 (現在に至る)

### 重要な兼職の状況

伊藤忠商事(株)理事、オリンパス(株)社外取締役

### 社外取締役候補者とする理由

藤田純孝氏は、大手総合商社においてCFO（最高財務責任者）など経営の要職を務め、企業経営、財務・会計およびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、取締役会において積極的な発言を行うとともに、指名・報酬委員会においては委員長として役員の人事・報酬の審議に携わり、また、幹事社外役員として社外役員会議の議長を務め当社経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されてきました。今後もコーポレートガバナンスのさらなる強化やグループ・グローバル経営の一層の促進に貢献いただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

4

つかもと  
塚本

おさむ  
修

(1953年6月11日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数  
普通株式 500株

取締役会出席率  
20/20回 (100%)

### 略歴、当社における地位および担当

- 1977年 4月 通商産業省入省 (現 経済産業省)
- 2003年 7月 同省大臣官房審議官 (地域経済産業グループ・資源エネルギー庁担当)
- 2004年 6月 同省製造産業局次長
- 2006年 7月 同省大臣官房技術総括審議官
- 2008年 7月 同省関東経済産業局長
- 2009年 7月 同省地域経済産業審議官
- 2010年 7月 同省退官
- 同 年10月 学校法人東京理科大学特命教授
- 同 年 同 月 当社非常勤顧問
- 2013年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
- 2014年 3月 学校法人東京理科大学特命教授退任
- 同 年 6月 一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長 (現在に至る)

### 重要な兼職の状況

一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長

### 社外取締役候補者とする理由

塚本修氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において永年にわたり産業政策に関与してきた経験や幅広い知識を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、研究開発および新事業の方向性に関して積極的な助言・提言をされてきました。当社グループが新技術の開発や新事業育成へより注力するにあたり、同氏の産業政策に関する深い知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、中期経営計画の進捗等に関する監督的役割に期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者  
番号

5

なかもと  
中本

あきら  
晃 (1945年11月25日生)

再任

社外

独立



### 略歴、当社における地位および担当

- 1969年 4月 (株)島津製作所入社
- 2001年 6月 同社取締役、分析機器事業部長
- 2005年 6月 同社常務取締役、分析計測事業部長
- 2007年 6月 同社専務取締役、社長補佐、リスクマネジメント・広報・経理・法務担当
- 2009年 6月 同社代表取締役社長
- 2015年 6月 同社代表取締役会長 (現在に至る)
- 2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

### 重要な兼職の状況

(株)島津製作所代表取締役会長

所有する当社株式の数  
普通株式 700株

取締役会出席率  
20/20回 (100%)

### 社外取締役候補者とする理由

中本晃氏は、技術開発力に定評のある大手精密機器メーカーの代表取締役社長、同会長を歴任し、グローバル企業経営、事業戦略およびものづくり全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、中長期的な事業戦略、人材育成および製品品質等に関して積極的な助言・提言を行い、中期経営計画の進捗等に関して監督的役割を担ってこられました。今後、当社グループが技術に立脚した事業のさらなる展開を目指すにあたり、同氏の豊富な企業経営経験等からの有益な助言・提言および経営の監督を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

6

みよかわ よしろう  
御代川 善朗 (1952年12月28日生)

新任

社外

独立



### 略歴、当社における地位および担当

- 1975年 4月 山之内製薬(株)入社 (現 アステラス製薬(株))
- 2003年 1月 同社業務改革推進部長
- 2004年 9月 同社グループ戦略企画部合併準備委員会統括事務局リーダー
- 2005年 4月 同社統合推進部長
- 同 年 9月 同社執行役員、ビジネスイノベーション部長
- 2006年 4月 同社執行役員、経営管理本部人事部長
- 2008年 4月 同社執行役員、経営管理担当
- 同 年 6月 同社上席執行役員、経営管理担当
- 2011年 6月 同社副社長執行役員、経営管理担当
- 2013年 6月 同社代表取締役副社長、経営管理・コンプライアンス担当
- 2017年 6月 同社退任

### 社外取締役候補者とする理由

御代川善朗氏は、大手製薬会社で管理部門の要職や代表取締役副社長等を歴任し、企業経営、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。積極的なコーポレートガバナンス改革を実行してきた国内有数の企業における同氏の経験・知見が、当社のグループガバナンス体制の一層の充実や取締役会の監督機能強化に資することを期待して、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社株式の数  
普通株式 1,000株

取締役会出席率  
-

候補者  
番号

7

やぶ  
藪

こ  
ゆき子

(1958年6月23日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式の数  
普通株式 0株

取締役会出席率

—

### 略歴、当社における地位および担当

- 1981年4月 松下電器産業(株)入社 (現 パナソニック(株))
- 2006年1月 同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所長
- 2011年1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部グローバルコンシューマーリサーチセンター所長・理事
- 2012年4月 同社グローバルコンシューマーマーケティング部門直轄コンシューマーリサーチセンター所長・理事
- 2013年4月 同社アプライアンス社グローバルマーケティングプランニングセンターコンシューマーリサーチ担当理事兼グループマネージャー
- 2014年3月 同社退社
- 同年6月 (株)ダスキン社外取締役
- 2015年6月 宝ホールディングス(株)社外取締役
- 2016年6月 大和ハウス工業(株)社外取締役 (現在に至る)
- 2017年6月 (株)ダスキン社外取締役退任
- 2018年6月 宝ホールディングス(株)社外取締役退任

### 重要な兼職の状況

大和ハウス工業(株)社外取締役

### 社外取締役候補者とする理由

藪ゆき子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、複数の上場企業で社外役員としての経験を有していることに加え、大手電機メーカーで培った顧客視点からのマーケティングや製品開発に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏のマーケティング・製品開発等の知見に基づく助言・提言が取締役会での議論活性化および独立した観点からの経営陣に対する監督に資することを期待して、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

8

おぎわら  
荻原

ひろゆき  
弘之

(1961年2月18日生)

再任



所有する当社株式の数  
普通株式 3,500株

取締役会出席率

20/20回 (100%)

### 略歴、当社における地位および担当

- 1983年4月 当社入社
- 2003年12月 OFS Fitel, LLC Vice President and Chief Financial Officer
- 2005年11月 当社経理部会計第二課長
- 2009年6月 当社経理部長
- 2013年4月 当社財務・調達本部経理部長
- 2014年4月 当社執行役員、財務・調達本部長
- 同年6月 当社取締役兼執行役員、財務・調達本部長
- 2016年4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長兼グループ・グローバル経営推進本部長
- 2017年4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長兼グループ・グローバル経営推進本部長
- 2018年4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長
- 2019年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長、グループ変革本部長 (現在に至る)

### 取締役候補者とする理由

荻原弘之氏は、海外子会社におけるCFOや財務・調達部門等の長を歴任し、当社グループ事業を財務面から支え続けてきた豊富な経験および高度な知見を有しております。本年4月からはグループ変革本部の責任者として、当社グループを挙げての収益力向上や組織実行力強化に向けた変革活動の推進をはじめ、執行役員副社長として業務執行に関する社長の意思決定を補佐する任に当たっております。当社グループ全体を統括する視点から取締役会での議論活性化に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

9

くろだ  
黒田

おさむ  
修 (1959年7月21日生)

再任



略歴、当社における地位および担当

- 1983年4月 当社入社
- 2007年4月 当社情報通信カンパニー通信営業部長
- 2009年12月 当社経営企画室主査
- 2010年4月 当社グループ会社統括部長
- 2012年4月 当社電装・エレクトロニクスカンパニー主査
- 2013年4月 当社セールス・マーケティング部門営業企画部長
- 2015年4月 当社執行役員、セールス・マーケティング部門関西支社長
- 2016年4月 当社執行役員、グローバルマーケティングセールス部門副部門長兼関西支社長
- 2017年4月 当社執行役員常務、グローバルマーケティングセールス部門長
- 同年6月 当社取締役兼執行役員常務、グローバルマーケティングセールス部門長 (現在に至る)

所有する当社株式の数  
普通株式 2,200株

取締役会出席率  
19/20回 (95%)

取締役候補者とする理由

黒田修氏は、当社グループの重点分野である電力や情報通信関連事業のインフラ分野を中心に、永年にわたり、製品の販売や事業企画等に携わるなど、マーケティング・セールスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2017年からはグローバルマーケティングセールス部門長として、グローバル市場での拡販や新たなビジネス機会の創出に向けた施策を進める任に当たっております。同氏のマーケティングやセールス等に関する視点から取締役会での議論に貢献することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

10

みやもと  
宮本

さとし  
聡 (1962年2月20日生)

新任



略歴、当社における地位および担当

- 1984年4月 通商産業省入省 (現 経済産業省)
- 1999年7月 同省大臣官房政策評価広報課情報公開推進室長
- 2001年6月 特殊法人日本貿易振興会 (現 独立行政法人日本貿易振興機構) ニューヨーク事務所次長
- 2004年6月 経済産業省商務情報政策局商務課長
- 2006年4月 キヤノン(株) (官民人事交流法派遣)
- 2010年6月 経済産業省中小企業庁長官官房参事官
- 2011年4月 同省大臣官房政策評価審議官
- 2012年2月 同省大臣官房審議官 (製造産業局担当)
- 2013年6月 独立行政法人日本貿易振興機構副理事長
- 2015年10月 経済産業省中小企業庁次長
- 2016年6月 同省中小企業庁長官
- 2017年7月 同省退官
- 同年11月 当社顧問
- 2018年4月 当社執行役員、総務・CSR本部長
- 2019年4月 当社執行役員常務、総務・CSR本部長 (現在に至る)

所有する当社株式の数  
普通株式 200株

取締役会出席率

-

取締役候補者とする理由

宮本聡氏は、経済産業省在任時に大臣官房審議官 (製造産業局担当) や中小企業庁長官等を歴任し、独立行政法人日本貿易振興機構や官民人事交流法に基づく企業派遣等により、産業政策に関する豊富な経験、高度な知見および幅広い人脈を有しております。当社入社以降は、ESG経営・SDGs等に関する全社横断的な取組みを積極的に推進してきました。これらの施策を含む攻守バランスのとれたガバナンス体制を構築する任に当たる同氏の視点が取締役会の議論活性化に貢献することを期待して、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

11

まき  
牧

けん  
謙

(1960年12月8日生)

再任



### 略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 当社入社  
2003年10月 当社経営管理部主査  
2007年 6月 当社経営企画室主査  
2010年 4月 当社グループ会社統括部主査  
同 年 6月 東京特殊電線(株)取締役  
2014年 6月 当社財務・調達本部経理部長  
2016年 4月 当社執行役員、エネルギーインフラ統括部門長  
2018年 4月 当社執行役員、戦略本部長  
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、戦略本部長 (現在に至る)

所有する当社株式の数  
普通株式 1,000株

取締役会出席率  
15/15回 (100%)

### 取締役候補者とする理由

牧謙氏は、上場子会社の経営再建をしてきた実績があるほか、当社経理部門の長や電力関連事業の統括責任者を務めるなど、事業戦略および財務・会計に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2018年からは戦略本部長として、経営資源の再配分による最適な事業ポートフォリオ構築に向けた施策に取り組み、2030年に向けたグループビジョンの刷新など、当社グループの将来を見据えた戦略も推進していることから取締役会における戦略的議論に資することを期待して、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者  
番号

12

ふくなが  
福永

あきひろ  
彰宏

(1964年 1月29日生)

新任



### 略歴、当社における地位および担当

1986年 4月 当社入社  
2005年11月 OFS Fitel, LLC Senior Vice President兼Chief Financial Officer  
2009年 8月 当社経理部会計第二課長  
2011年 8月 当社経理部会計第一課長  
2013年 6月 当社財務・調達本部経理統括課長  
同 年11月 当社グループ・グローバル経営推進本部グループ・グローバル経営推進室長  
2016年 4月 当社財務・調達本部経理部長  
2018年 4月 当社執行役員、グローバルマネジメント推進本部長  
2019年 4月 当社執行役員、財務・グローバルマネジメント本部長 (現在に至る)

所有する当社株式の数  
普通株式 1,900株

取締役会出席率  
—

### 取締役候補者とする理由

福永彰宏氏は、米国子会社でのCFOや当社経理部門の長を歴任し、グローバルマネジメントを推進する責任者として国内外関係会社の経営管理を指導・改善するなど、財務・会計およびグループマネジメントに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。これらの経験および知見を活かし、当社グループのさらなる財務体質の強化やグループ・グローバル経営を推進する任に引き続き当たっており、国内外の会計制度に精通する同氏の視点が取締役会の戦略的議論に資することを期待して、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

## 【当社が定める社外役員の独立性基準】

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ①当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
  - ②当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
  - ③当社の主要な借入先（その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2%超に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者
  - ④当社から役員報酬以外に、コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
  - ⑤上記①乃至④に過去3年以内に該当していた者
  - ⑥上記①乃至⑤に該当する者の二親等内の親族
  - ⑦その他株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触する者
- ※①乃至⑦に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を勘案して、独立性なしと判断する場合がある。

## (注) 社外取締役候補者に関する事項

1. 再任の社外取締役候補者の当社社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、藤田純孝氏が11年、塚本修氏が6年、中本晃氏が3年となります。
2. 社外取締役候補者またはその出身元企業等と当社との関係は、以下のとおりです。
  - ① 藤田純孝氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が過去に取締役副会長等を務めていた伊藤忠商事(株)に関しては、同社を代理店として当社子会社である(株)古河UACJメモリーディスクの製品を海外顧客に販売する取引があります。当該取引の規模は年額31億円と少額で、当社の独立性基準において定める金額未満であり、同氏は伊藤忠商事(株)の業務執行者を退任後3年以上経過しております。
  - ② 塚本修氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間で2010年10月に顧問契約を締結し、以降、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けていました。また、同氏が2013年6月に社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っており、同氏が当社取締役に再任された後も、これを継続する予定です。その他、同氏が理事長を務める一般財団法人石炭エネルギーセンターに当社は賛助会員として加盟し、年会費等を支払っております。これまで同氏に支払った対価および今後支払う予定の対価の額ならびに同氏の所属する法人に支払った年会費等および今後支払う予定の年会費の額は、当社の独立性基準において定める金額未満です。
  - ③ 中本晃氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める

独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が代表取締役会長を務める(株)島津製作所と当社との間には、当社が同社に対して放熱製品の販売やケーブルの修理工事を行う取引等があります。当該取引の規模は年額約7百万円と少額であり、当社の独立性基準において定める金額未満です。

- ④ 御代川善朗氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - ⑤ 藪ゆき子氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が2014年まで勤務していたパナソニック(株)と当社には、当社が同社に対して金属製品を販売する取引等があります。当該取引の規模は年額約28億円と少額であり、当社の独立性基準において定める金額未満です。
3. 再任の社外取締役候補者につき、当社社外取締役として最後に選任された後、在任中に当社において不当な業務執行が行われた事実等はありません。
  4. 社外取締役候補者につき、過去5年間に於ける他社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実等については、以下のとおりです。

藤田純孝氏は2012年4月よりオリンパス(株)の社外取締役を務めておりますが、同社の米国子会社は、2006年から2011年までの米国医療事業に関連する活動について、米国司法省より米国反キックバック法および米国虚偽請求取締法に関する調査を受け、2016年2月29日に、米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結するなどしております。また、同米国子会社は、2011年10月よりオリンパス(株)の間接米国子会社およびそのブラジル子会社の医療事業に関連する活動についても、米国司法省より米国海外腐敗行為防止法に関する調査を受け、同じく2016年2月29日に、これらの子会社等が米国司法省との間で訴追の留保に関する協定を締結しております。上記2件の協定に関しては、米国司法省が裁判所に起訴状を取り下げる旨の申立てを行い、裁判所が2019年3月12日にこれらを承認し、公訴は却下されたため終了しております。なお、同氏は、米国司法省による上記各調査開始後に、オリンパス(株)の社外取締役に就任しております。

また、同社の国内子会社は、2015年3月および8月に当該国内子会社が米国において販売した製品に関して、米国司法省より情報の提供を求める旨の召喚状の発行がなされ、同省によるFDCA（Federal Food, Drug and Cosmetic Act：連邦食品・医薬品・化粧品法）に関する調査を受けております。当該国内子会社は、本件について同省との間で2018年12月3日に司法取引契約を締結し、この司法取引契約が同年12月10日に米国裁判所において承認され確定しております。なお、同氏は、上記事案の発覚時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い注意喚起しておりました。

同氏は、同社社外取締役に就任後、これらの事実を認識して以降、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、コンプライアンス意識の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるとともに、各施策の実施状況について監視を行っておりました。

中本晃氏は2009年6月より(株)島津製作所の代表取締役を務めておりますが、同社は、2015年4月から2016年3月の社内調査の結果、防衛省との航空機器修理契約に関連し、一部契約履行上の問題があることが判明し、2016年5月に本件を同省へ報告しております。なお、本件に関し、同社は同省より2017年6月から3ヶ月半の指名停止処分を受けてお

りましたが、同年9月に指名停止を解除されております。

同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。当該事実が判明した後においては、全容解明のための調査を指揮するとともに、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底を図りました。

#### 5. 責任限定契約の締結内容の概要等

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、藤田純孝氏、塚本修氏ならびに中本晃氏は、いずれも社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結しており、社外取締役候補者が再任され就任した場合、当該契約の効力は継続いたします。また、御代川善朗氏および藪ゆき子氏が社外取締役に就任された場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

## 第3号議案

# 監査役1名選任の件

監査役佐藤哲哉氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の維持・強化のため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者

みぞた  
**溝田**

よしあき  
**義昭** (1959年4月1日生)

新任



### 略歴、当社における地位および担当

1983年4月 当社入社  
2001年9月 当社オプトコム事業部千葉通信製造部長  
2002年6月 当社オプトコム事業部三重通信製造部長  
2003年10月 当社情報通信カンパニー三重通信製造部長  
2006年3月 当社情報通信カンパニー技術開発部長  
2007年3月 当社情報通信カンパニーファイバ・ケーブル製品部長  
2010年8月 OFS Fitel, LLC取締役兼Senior Vice President  
2011年4月 当社執行役員、OFS Fitel, LLC取締役兼Senior Vice President  
2012年4月 当社執行役員、情報通信カンパニーファイバ・ケーブル事業部門長  
2013年4月 当社執行役員、ファイバ・ケーブル事業部門長兼電子線事業部門長  
2015年4月 当社執行役員、生産技術本部長  
2017年4月 当社執行役員、ものづくり改革本部長  
2018年4月 当社執行役員常務、ものづくり改革本部長  
2019年4月 当社ものづくり改革本部アドバイザー（現在に至る）

所有する当社株式の数  
普通株式 2,400株

取締役会出席率

—

監査役会出席率

—

### 監査役候補者とする理由

溝田義昭氏は、情報通信関連事業の製造・開発等に永年従事し、米国子会社での役員およびものづくりを所管する本部の長の経験を通じて、海外における事業運営およびものづくりに関する豊富な経験、高度な知見を有しております。多様な製品群を背景にグローバルに事業を展開する当社グループの監査体制を強化するには、同氏の海外子会社での経営経験および技術的な知見が有益であると考えられることから、新たに監査役としての選任をお願いするものです。



## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月22日開催の第196回定時株主総会における補欠監査役の選任に関する決議の有効期間が、本総会の開始の時をもって満了するため、社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、あらためて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者	ころやす <b>頃安</b>	けんじ <b>健司</b>	(1942年4月16日生)	社外	独立
-----	-------------------	------------------	---------------	----	----

所有する当社株式の数  
普通株式 2,000株

### 略歴、当社における地位および担当

1967年4月 検事任官  
 1993年4月 最高検察庁検事  
 同年12月 大阪地方検察庁検事正  
 1996年1月 法務省官房長  
 1997年12月 最高検察庁総務部長  
 1999年4月 最高検察庁検事部長  
 同年12月 法務総合研究所長  
 2001年5月 札幌高等検察庁検事長  
 2002年6月 名古屋高等検察庁検事長  
 2003年2月 大阪高等検察庁検事長  
 2004年6月 同退官  
 同年7月 東京永和法律事務所入所  
 2005年6月 東海旅客鉄道(株)社外取締役(現在に至る)  
 2008年7月 TMI総合法律事務所顧問弁護士(現在に至る)  
 2010年6月 当社社外監査役

### 重要な兼職の状況

東海旅客鉄道(株)社外取締役、TMI総合法律事務所顧問弁護士

- (注) 1. 頃安健司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。  
 頃安健司氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、永年の法曹としての経験に加え、社外役員としての経験により企業法務に精通し、企業経営に関する十分な知見および高度な見識を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。
3. 補欠の社外監査役候補者の出身元企業と当社との関係は、以下のとおりです。  
 頃安健司氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定です。なお、同氏は、2010年6月から2018年6月まで当社の社外監査役を務めておりました。また、2008年7月より同氏が顧問弁護士を務めるTMI総合法律事務所と当社との間に取引はありません。
4. 責任限定契約の締結予定について  
 当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、同氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

## 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社では、2016年6月27日開催の第194回定時株主総会において社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー（以下、総称して「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき現在に至っております。

今般、本制度のインセンティブ性を高めることを目的とし支給率の上限を100%から130%へ変更する改定（以下、「本改定」といいます。）<sup>(\*)</sup>を行うため、現在の取締役に対する本制度に係る報酬額の上限を変更することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度による中長期業績連動報酬は、2006年6月29日開催の第184回定時株主総会にてご承認いただいております取締役に対する基本報酬および短期業績連動報酬の限度額である年額600百万円とは別枠で、支給されるものです。

<sup>(\*)</sup> 本制度を含む役員報酬制度全体の一部改定につきまして、取締役会の委任に基づき指名・報酬委員会にて審議・決定しており、その概要は【ご参考】役員報酬制度の改定について（本招集ご通知42ページ）をご参照ください。

本改定の詳細につきましては、下記2.に記載の範囲内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本改定は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を強め、中長期的な企業価値の向上への貢献意識をより一層高めることを目的としており、相当であると考えております。

## 2. 本改定に係る報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、取締役会決議により定める役員株式給付規程に従い、本信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が給付される制度です。本制度は、3事業年度毎の期間を1単位対象期間（以下、「対象期間」といいます。本制度の導入当初の対象期間は2016年4月1日から2019年3月31日までの3事業年度であり、本改定後最初の対象期間は、2019年4月1日から2022年3月31日までの3事業年度となります。）とし、取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されるとともに、付与されたポイントは、各対象期間終了後に下記（4）の方法により調整計算され、当社株式等の支給を受けるポイントとして確定いたします。取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた数の当社株式等の支給を本信託より受けます。

### (2) 本制度の対象者

本制度の有効期間中に在任する社外取締役を除く取締役ならびに当社と委任契約を締結している取締役以外の執行役員およびシニア・フェローを対象とします。ただし、海外在住者は対象外とし、代わりに、本制度における報酬と同等額の報酬を、その退任時に金銭

にて支給します。

本改定直後の対象者は、第2号議案「取締役12名選任の件」をご承認いただきますと、取締役7名ならびに執行役員17名およびシニア・フェロー2名の計26名となる予定です。

### (3) 当社が拠出する金員の上限

当社は、下記(4)および(5)に従って当社株式等の支給を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を取得する資金として、本信託の開始時に347百万円の金員を、取締役等への報酬として本信託へ拠出し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす取締役等の退職者等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は、信託された金員を原資として、当社株式を株式市場から取得しております。当初の対象期間につきましては、本信託設定後、2016年8月に、1,295,000株の当社普通株式を取得しております(当社は、2016年10月1日付で当社株式の金融商品取引所における売買単位を1,000株から100株へ変更していることに伴い、普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施しております)。

なお、当初の対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度毎に、以後の3事業年度(以下、「次期対象期間」といいます。)に関し、450百万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式(下記(4)に従い付与し、調整されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する支給が未了であるものを除きます。)および金銭(以下、かかる当社株式および金銭をあわせて「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく支給の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、450百万円から残存株式等の金額(当社株式については、次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。)を控除した金額とします。

本改定後最初の対象期間に係る本信託による当社株式の取得は、追加拠出後遅滞なく、180,000株(下記(4)の、対象期間毎に付与されるポイント数の上限に対応する株式数)を上限として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施する予定です。当社が追加拠出を決定したときは、その内容を適時適切に開示いたします。

### (4) 取締役等に支給する当社株式数等の算定方法と上限

取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されます。ただし、対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数は、180,000ポイントを上限とします。これらのポイントは、各対象期間終了後に、予め定められた基準(対象期間中の当社株価変動率とTOPIX(東証株価指数)変動率との比較基準)に従い、一定の場合にはポイント数の調整がなされたうえで、1ポイント当たり当社株式1株に相当する給付を受けることができるポイントとして確定します。本制度の有効期間中に、株式分割・株式併合等が行われた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。なお、当社は、2016年10月1日付で、当社株式の金融商品取引所における売買単位を1,000株から100株へ変更していることに伴い、当社普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施しており、当初対象期間において付与された総ポイ

ント数の上限および付与されるポイント数の調整を併せて実施しております。

なお、対象期間の満了前に任期満了により退任した取締役等については、上述の算定方法により計算された数の当社株式等が支給されるものとし、それ以外の事由により退任した取締役等については、取締役会が、個々の事由に応じて取扱いを判断するものとしします。

#### **(5) 当社株式等の支給**

取締役等は、役員株式給付規程に定める本信託の受益者要件を満たしていることを条件とし、その退任時に受益者確定手続を行うことにより、その在任期間中に、上記（4）の方法により確定したポイントの累積点数に応じ、1ポイント当たり当社株式1株で換算された株式数につき、本信託から支給を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、支給を受けることができる当社株式の一定割合について、当社株式の支給に代えて、当社株式をその時点の時価で換算した金額相当の金銭の支給を受けます。本信託は、当該金銭支給を行うために、当社株式を売却する場合があります。

#### **(6) 本信託の期間**

2016年8月8日から本制度が終了するまで

※本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。

#### **(7) 本信託内の株式に係る議決権**

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### **(8) 配当の取扱い**

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、当社および当社役員と利害関係のない団体へ寄付またはその時点で在任する取締役等に対して支給するものとしします。

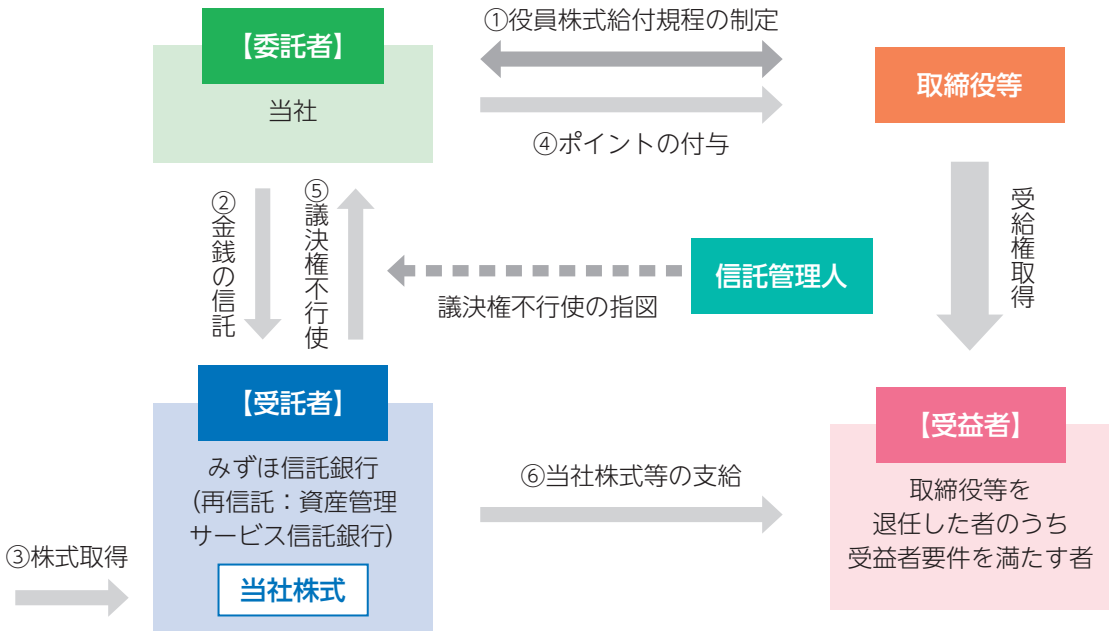
#### **(9) 本信託終了時の取扱い**

本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（8）により団体への寄付または取締役等に支給される金銭を除いた残額が当社に帰属します。

#### **(10) その他**

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、第194回定時株主総会で承認を受けた本制度の枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しており、本株主総会で承認を受ける本改定の枠組みの範囲内で、当該「役員株式給付規程」を改定します。
- ②当社は、第194回定時株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託しており、本株主総会で承認を受ける本改定の範囲内で本信託に金銭を追加拠出します。
- ③受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加拠出する金銭のほか、追加拠出前から本信託内に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役等にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託においては、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を支給します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の支給に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を支給します。

【本信託の概要】

- ①名称：株式給付信託（BBT）
- ②委託者：当社
- ③受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社と利害関係のない第三者（弁護士）
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日：2016年8月8日
- ⑧金銭を信託した日（初回）：2016年8月8日

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当期における企業集団の事業の経過および成果の概況

当期の世界経済は、底堅く推移する米国経済が着実な成長を牽引しておりましたが、下期以降は、米中貿易摩擦、中国経済の減速等による影響から世界経済の成長は鈍化してまいりました。わが国の経済は、増加基調にある輸出および高水準で推移する企業収益に基づく設備投資の増加傾向などにより緩やかに拡大しておりましたが、不透明感の高まる世界経済の影響により昨年末頃から景気の停滞感が強まりました。

このような環境の下、当社グループでは、中期経営計画「**Furukawa G Plan 2020**」に基づき、重点領域であるインフラ（情報通信、エネルギー）／自動車分野の強化に引き続き取り組んでまいりました。インフラ関連では、情報通信分野において、光ファイバ・ケーブルの競争激化に対応するため、当社が優位性をもつ高密度多心光ケーブルの顧客基盤拡大や製造能力の増強・製造コストの低減にも努めてまいりました。エネルギー分野においては、引き続き、国内を含むアジア市場での海底線・地中線の受注活動の積極的な展開とこれに対応する設備投資を行うとともに、中長期的に安定した国内の電力設備の更新需要を取り込む事業体制の整備を進めております。自動車分野では、主にグローバル車種向けのワイヤハーネス受注に対応する製造・供給体制を整えるため、フィリピンおよびベトナムにおいて生産能力の増強を進めるなど、グローバルでの事業拡大・競争力強化を図ってまいりました。







また、コーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえ、コーポレートガバナンスの強化にも継続的に注力しており、取締役会実効性評価の結果に基づく取締役会の運営改善や「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の見直しなどの取組みを進めてまいりました。さらに、多様な人材・働き方・価値観の受容に資するよう、働き方改革を推進して

おります。本年2月には、経済産業省および東京証券取引所から、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業として「健康経営銘柄2019」に非鉄金属業種では唯一当社が選定されました。また、女性の活躍推進に関する取組みが評価され、厚生労働大臣より「えるぼし」の最高ランク認定を3年連続で受けております。

当期の業績につきましては、自動車部品事業においてワイヤハーネスの売上が好調に推移するとともに、銅条・高機能材事業や銅箔事業においても品種構成の最適化を進め収益性が大きく改善しました。一方、情報通信ソリューション事業では、当社主要顧客の投資抑制などにより北米における光ファイバ・ケーブルの需要回復が遅れたことから売上が伸び悩み、電力事業では、過年度に受注した低採算案件の売上が計上されたことや、将来に向けて戦略的に受注した新エネルギー関連案件に係る工事損失引当金を計上したことが利益の圧迫要因となりました。

その結果、連結売上高は9,916億円（前期比2.5%増）、連結営業利益は408億円（前期比8.8%減）となりました。また、連結経常利益は391億円（前期比16.7%減）となりました。さらに投資有価証券売却益など99億円を特別利益に、製品補償引当金繰入額や減損損失など132億円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は291億円（前期比2.0%増）となりました。なお、海外売上高は4,703億円（前期比3.0%増）で、海外売上高比率は47.4%（前期比0.2ポイント増）となりました。

単独の業績につきましては、売上高は4,736億円（前期比3.5%増）、営業利益は51億円（前期比9.6%減）、経常利益は226億円（前期比6.5%増）、当期純利益は215億円（前期比16.0%増）となりました。

<b>連結売上高</b> <b>991,590</b> 百万円  (前期比 2.5%増)	<b>連結営業利益</b> <b>40,842</b> 百万円  (前期比 8.8%減)
<b>連結経常利益</b> <b>39,078</b> 百万円  (前期比 16.7%減)	<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> <b>29,108</b> 百万円  (前期比 2.0%増)
<b>海外売上高</b> <b>470,309</b> 百万円  (前期比 3.0%増)	<b>海外売上高比率</b> <b>47.4%</b>  (前期比 0.2ポイント増)

## (2) 財産および損益の状況

### 1 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第194期 2015年度	第195期 2016年度	第196期 2017年度	第197期(当期) 2018年度
売上高 (百万円)	874,879	843,344	967,333	991,590
営業利益または営業損失(△) (百万円)	27,116	38,623	44,804	40,842
経常利益または経常損失(△) (百万円)	18,710	36,024	46,908	39,078
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△) (百万円)	10,007	17,570	28,547	29,108
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失(△)(円)	14.17	249.17	405.05	412.98
総資産 (百万円)	705,725	750,126	808,632	818,021
純資産 (百万円)	198,587	237,051	272,071	279,911

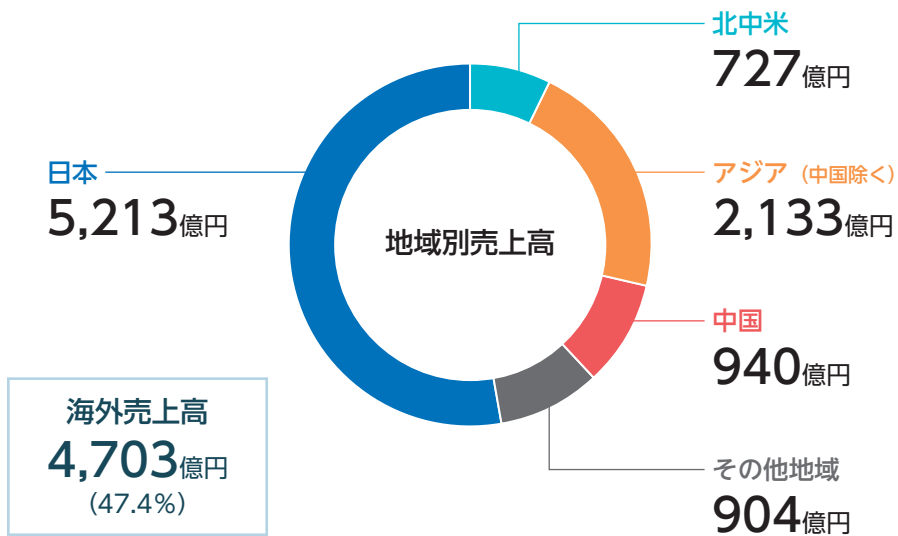
(注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当期の期首から適用しており、前期の総資産の額については、当該会計基準等を遡って適用した後の額となっております。

### 2 単独の財産および損益の状況の推移

区 分	第194期 2015年度	第195期 2016年度	第196期 2017年度	第197期(当期) 2018年度
売上高 (百万円)	398,851	398,777	457,730	473,626
営業利益または営業損失(△) (百万円)	5,467	6,209	5,694	5,147
経常利益または経常損失(△) (百万円)	12,192	21,191	21,247	22,619
当期純利益または当期純損失(△)(百万円)	△5,527	10,909	18,542	21,510
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失(△)(円)	△7.83	154.68	263.03	305.11
総資産 (百万円)	415,388	431,148	463,387	469,013
純資産 (百万円)	119,915	134,832	151,504	164,075

(注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当期の期首から適用しており、前期の総資産の額については、当該会計基準等を遡って適用した後の額となっております。

ご参考 地域別売上高（連結）



(3) 当期における企業集団の事業の経過および成果の概況（セグメント別）

部門別連結売上高および連結営業利益

(単位：百万円)

セグメント名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益 または連結営業損失 (△)	前期比増減額
■ インフラ	287,973	△5,422	7,430	△4,945
■ 電装エレクトロニクス	562,671	28,880	19,706	1,346
■ 機能製品	149,300	△3,764	13,539	△493
■ サービス・開発等	47,565	△3,435	55	78
■ 消去または全社	△55,921	7,999	111	52
合計	991,590	24,257	40,842	△3,961

- (注) 1. 前期までサービス・開発等セグメントが所管していた産業用レーザについて、事業化の見込みが立ったことに伴いインフラセグメントへ移管しております。
2. 当期よりセグメントごとの業績をより適切に反映させるため、当社の本部費用等の配賦方法を変更しております。
3. 上記1. および2. の変更に伴い、前期の連結売上高および連結営業利益についても変更後の方法で作成し、当期の連結売上高および連結営業利益と比較しております。
4. 上場子会社であったFCM(株)の当社保有株式を全て売却したことにより、当期途中から同社は当社連結の範囲から外れており、同社の売上高および営業利益は昨年4月1日から同年12月31日までの9か月間の累計額のみ機能製品セグメントに計上されております。

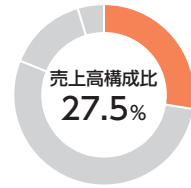




# インフラ

連結売上高 **2,880**億円 (前期比 1.8%減 ↓)

連結営業利益 **74**億円 (前期比40.0%減 ↓)



連結売上高 (百万円)

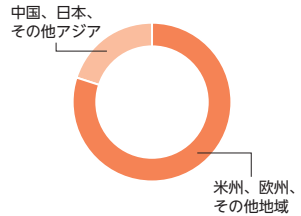
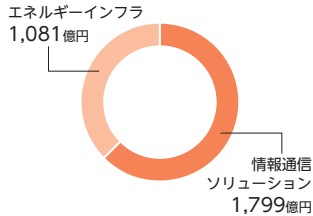
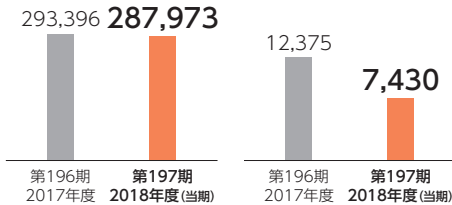
連結営業利益 (百万円)

〈ご参考〉

インフラセグメント売上高構成

〈ご参考〉

地域別光ファイバ出荷構成比



## 主要な事業内容

情報通信ソリューション事業（情報通信ネットワーク構成品の製造・販売および同ネットワークの設計・施工等）、エネルギーインフラ事業（電力ケーブル等の製造・販売および布設）

## 主要な製品

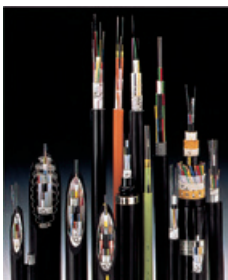
光ファイバ、光ファイバ・ケーブル、光関連部品、光半導体デバイス、メタル通信ケーブル、光ファイバ融着接続機、ネットワーク機器、CATVシステム、無線製品、電力ケーブル、電力部品、被覆線、電気絶縁テープ、電材製品、産業用レーザ

情報通信ソリューション事業では、国内でのネットワークシステム関連製品がテレビの4K・8K放送開始等に伴う需要拡大を背景に売上・利益ともに好調に推移し、金属の切断・溶接等に使用される産業用レーザの売上も伸長しましたが、北米における光ファイバ・ケーブルは、主に当社主要顧客による投資抑制により需要の回復が遅れ売上が伸び悩みました。エネルギーインフラ事業では、堅調に推移している国内の地中線の需要を着実に取り込んでいるものの、戦略的に受注した新エネルギー関連の海底線での工事損失引当金の計上や過年度に受注した低採算の海外地中線案件の売上計上が利益を圧迫しました。

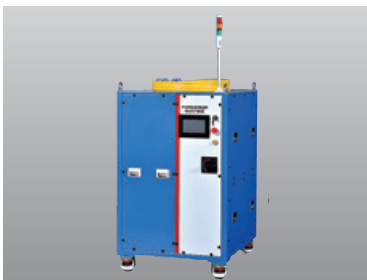
これらの結果、当セグメントの連結売上高は2,880億円（前期比1.8%減）、連結営業利益は74億円（前期比40.0%減）となりました。また、単独売上高は961億円（前期比9.3%増）となりました。

情報通信ソリューション事業では、北米および日本における光ファイバの製造能力増強やコスト低減に向けた設備投資を着実に実行し、中長期的に世界的な需要拡大が見込まれる同製品の供給に対応可能な生産体制の強化を進めております。また、市場回復傾向にあるデジタルコヒーレント関連製品に関しても、次世代品の開発を進め販売拡大に努めてまいります。

エネルギーインフラ事業では、人材の確保を含めた製造・工事施工能力の向上や、海底線に用いられる長尺・大容量ケーブルの製造能力の強化等を行うことで、国内およびアジア市場での新エネルギー関連の案件受注を積み重ねるほか、中国拠点を活用したコスト競争力の強化も行っております。



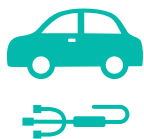
光ファイバ・ケーブル



産業用レーザ



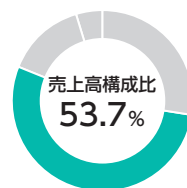
海底線布設工事



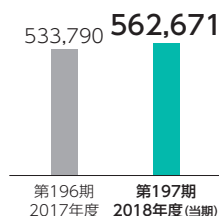
## 電装エレクトロニクス

連結売上高 5,627 億円 (前期比 5.4%増 ↗)

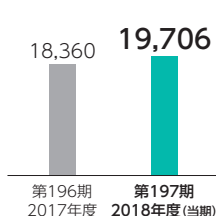
連結営業利益 197 億円 (前期比 7.3%増 ↗)



連結売上高 (百万円)

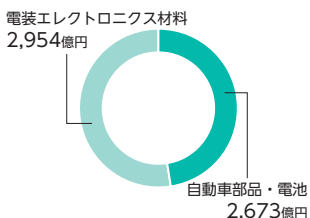


連結営業利益 (百万円)



〈ご参考〉

電装エレクトロニクスセグメント売上高構成



〈ご参考〉

自動車関連製品構成比



### 主要な事業内容

各種自動車部品および電子機器材料用銅製品の製造・販売

### 主要な製品

自動車部品 (ワイヤハーネス、ステアリング・ロール・コネクタ、バッテリー状態検知センサ、周辺監視レーダほか)、自動車用・産業用電池、銅線・アルミ線、巻線、伸銅品、めっき製品、電子部品用加工製品 (リードフレームほか)、超電導製品、特殊金属材料 (形状記憶・超弾性合金ほか)

自動車部品事業においてワイヤハーネスが好調に推移したことに加え、銅条・高機能材事業において品種構成の見直しにより収益性が改善したことや、巻線事業においても自動車関連製品が堅調であったことから、業績は好調に推移しました。

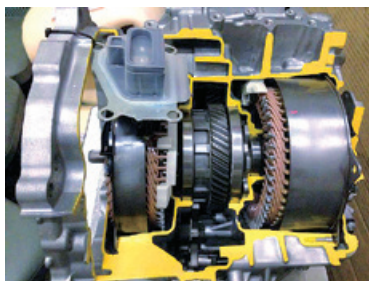
これらの結果、当セグメントの連結売上高は5,627億円 (前期比5.4%増)、連結営業利益は197億円 (前期比7.3%増) となりました。また、単独売上高は3,120億円 (前期比2.2%増) となりました。

自動車部品事業では、主にグローバル車種向けのワイヤハーネス受注に対応するため、従来のメキシコに加えて東南アジア拠点 (フィリピン・ベトナム) を活用する二地域での生産体制の整備を進めております。さらに、当社が優位性を持つアルミワイヤハーネスを含むワイヤハーネスのコスト競争力および品質力を強化し、更なる事業拡大に取り組んでおります。

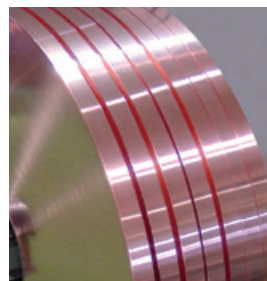
また、当期においてインドのMinda Furukawa Electric Private Ltd.に対する当社グループ出資比率を75%まで高め、連結子会社としました。当社は同社を通じて、インド市場でのエアバッグ装着義務化に伴い当社が競争優位性を持つステアリング・ロール・コネクタの売上拡大を目指します。なお、同社は当社の連結子会社となったことに伴い社名をFurukawa Minda Electric Private Ltd.へ変更しました。



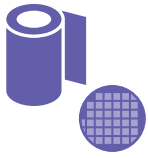
自動車用ワイヤハーネス



自動車向け巻線



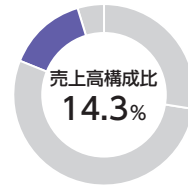
伸銅品



## 機能製品

連結売上高 **1,493**億円 (前期比 2.5%減 ↓)

連結営業利益 **135**億円 (前期比 3.5%減 ↓)



連結売上高 (百万円)

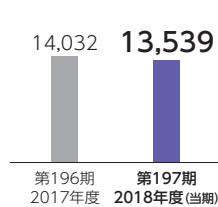
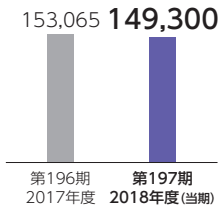
連結営業利益 (百万円)

### 主要な事業内容

樹脂および非鉄金属を加工した各種機能製品の製造・販売

### 主要な製品

ケーブル管路材、給水・給湯管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電子部品、放熱製品、ハードディスク用アルミ基板材、電解銅箔

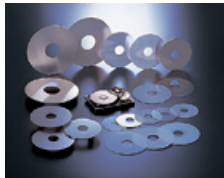


銅箔事業では、昨年未までの旺盛な需要を取り込んだことに加え、品種構成の見直しにより業績が堅調に推移し、メモリーディスク事業においては、データセンター向けハードディスク用アルミ基板材の販売が昨年未にかけて好調に推移しましたが、第4四半期以降は、当セグメントの事業全体でエレクトロニクス市場での需要減少などにより損益への影響がありました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は1,493億円（前期比2.5%減）、連結営業利益は135億円（前期比3.5%減）となりました。また、単独売上高は647億円（前期比1.7%増）となりました。

AT・機能樹脂事業では、これまで半導体製造用に使用されてきたテープの新たな用途展開など新規市場開拓に積極的に取り組み、収益を確保する施策を実行してまいります。

サーマル・電子部品事業、メモリーディスク事業および銅箔事業においても、データセンターを含むエレクトロニクス市場での足元の需要減少があるものの、顧客ニーズに沿った新製品の提案・開発を推進し本市場での成長に向けて引き続き取り組んでまいります。



メモリーディスク



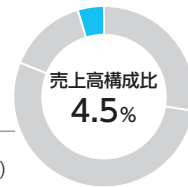
電解銅箔



## サービス・開発等

連結売上高 **476**億円 (前期比 6.7%減 ↓)

連結営業利益 **55**百万円 (前期比 78百万円改善 ↑)

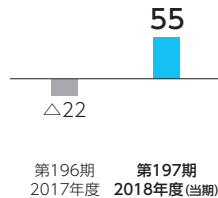
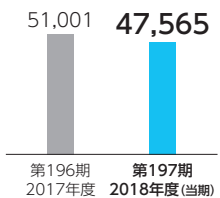


連結売上高 (百万円)

連結営業利益 (百万円)

### 主要な事業内容

物流、不動産賃貸、水力発電、新製品研究開発など



物流、不動産の賃貸、水力発電、新製品研究開発、各種業務受託等による当社グループ各事業のサポート等を行っております。

当セグメントの連結売上高は476億円（前期比6.7%減）、連結営業利益は55百万円（前期比78百万円改善）となりました。また、単独売上高は8億円（前期比2.0%増）となりました。

なお、前期まで当セグメントが所管していた産業用レーザは事業化の見込みが立ったことに伴い当セグメントからインフラセグメントへ移管しております。



Silicon Valley Innovation Laboratories, Furukawa Electric (SVIL)



古河日光発電(株)

## (4) 対処すべき課題

### 1 中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」の推進

当社グループでは、2016年策定の中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」の施策の柱として、事業の強化と変革、特に重点領域と位置づけているインフラ（情報通信、エネルギー）／自動車分野の強化に引き続き取り組んでまいります。

インフラ関連では、情報通信分野において、中長期的に世界的な需要増大が見込まれる光ファイバの生産能力増強を着実に実行するほか、デジタルコヒーレント通信用信号光源の次世代製品など高速・大容量通信に対応する製品群の開発・販売を推進し、5G（第5世代移動通信システム）の進展を背景とした事業拡大を目指してまいります。エネルギー分野では、人材確保を含む製造・工事施工能力の向上に取り組み、国内電力会社向け超高压地中線の受注獲得に注力し安定した事業基盤を確立してまいります。さらに、有望分野の海底線向け長尺・大容量ケーブルの生産能力を強化する設備投資を進めるとともに、需要拡大が見込まれる日本を含むアジア地域で洋上風力発電向け海底線の受注獲得に取り組むなど、長期的な観点から電力事業が成長していくための施策を進めてまいります。

自動車分野では、自動車の軽量化に貢献するアルミワイヤハーネスやアルミ防食端子、先進運転支援システムで必須となる周辺監視レーダ等の受注拡大に引き続き取り組むほか、CASE<sup>(\*)</sup>と称される領域において、当社グループが幅広い事業分野で培ってきた多様な技術を融合させることで当社独自の価値提供を進め、今後大きな市場拡大が予想される同領域での成長を目指してまいります。

(\*) CASE…Connected（つながる化）、Autonomous（自動運転）、Shared & Services（シェアリング）、Electric（電動化）

また、上場子会社であったFCM(株)の当社保有株式をすべて売却するなど、経営資源の再配分による最適な事業ポートフォリオ構築に向けた施策にも取り組みました。さらに、本年4月にはグループ変革本部を設置し、グループを挙げて収益力・組織実行力の強化に向けた改革活動を展開しております。

加えて、新事業の開拓に向けた取組みとして、オープンイノベーションや産学連携等を推進しております。他社との共創を目指すため横浜事業所内に開設しているオープンラボ「Fun Lab」では施設の拡充が必要となるほど活動が活発化しており、一昨年度スタートした東京大学との社会連携講座やスタートアップ企業との連携強化を目指すアクセラレータ活動にも取り組んでおります。昨年8月には、米国カリフォルニア州のシリコンバレーに、当社にとって4番目となる海外研究拠点であるSilicon Valley Innovation Laboratories, Furukawa Electric (SVIL) を開設し、今後、新事業創出の取組みをグローバルに展開してまいります。

中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」では、連結営業利益550億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益300億円以上、ROE10%以上を財務目標値として掲げております。足元では当社グループを取り巻く経営環境が大きく変化しておりますが、事業資産営業利益率を意識した事業マネジメントを推進し、注力事業・製品の強化および低採算事業・製品の改革に取り組むことで、事業ポートフォリオの見直しを進め、収益力の強化を図ってまいります。

また、本年5月にグループビジョンを刷新し、2030年を見据えた「古河電工グループビジョン2030」を策定いたしました。当社グループは、「地球環境を守り」「安全・安心・快適な生活を実現する」ため、情報／エネルギー／モビリティが融合した社会基盤を創ることに貢献してまいります。

## 2 コーポレートガバナンスの強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す取組みの一環として、コーポレートガバナンスの強化に注力しております。

昨年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂への対応として、形式的な原則遵守に捉われない実効的なコーポレートガバナンスの実現に向け、取締役会にて複数回にわたり検討を行い、12月には、その検討結果を反映させた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の見直しを行いました。今後も、コーポレートガバナンスの更なる強化に向け取締役会での議論を充実させていきます。

監査役会設置会社である当社は、任意の委員会として、委員の過半数および委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役等の選解任や評価、経営陣の報酬に関する審議等を行っております。当期は、指名・報酬委員会を13回開催し、本年4月からの経営執行体制について同委員会での審議・答申を経て取締役会において決定したほか、経営陣の報酬についても、中長期的な企業価値向上のインセンティブ付けを行うため業績連動部分の比率を高めた役員報酬制度の改定を取締役会の委任に基づき同委員会でも審議・決定しました。指名・報酬委員会では、これらの指名・報酬に関する客観的かつ透明性の高いプロセスを通じて、取締役会の監督機能の補完を図っております。

2015年度から毎年実施している取締役会実効性評価を当期も実施し、取締役会の機能向上の観点から実質的な分析・評価を行いました。今後、当社の競争環境および事業課題のより定量的な分析や、その具体的な対応施策が取締役会で適切に議論されるように取組みを進めます。

また、近年世界的に関心の高まっているESG経営・SDGsについて、取締役会等での議論を充実させ、中長期的な企業価値向上に資するよう取組みを進めてまいります。

**▶ご参考** 本年1月28日に開示した取締役会実効性評価結果の概要を、招集ご通知29～30頁に掲載しております。

当社グループでは、各種施策を着実に実行することで中期経営計画の目標達成を確実なものとするとともに、コーポレートガバナンスの更なる強化に努め、企業価値の向上を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2019年1月28日

## 当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

古河電気工業株式会社

当社では、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善や強みのさらなる強化のために必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、取締役会の機能向上を図ることを目的とし、2015年度から取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。この度、2018年度の分析・評価が完了しましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

### 1. 本年度の分析・評価の方法

本年度も、以下の事項を内容とするアンケートをすべての取締役・監査役に配布し、その回答を得ました（回答は無記名方式）。

本回答の集計結果に基づき、取締役会において、社外役員会議で集約された意見も参考にして、当社グループの企業価値を持続的に向上させるためのコーポレートガバナンスのあり方という観点から、当社取締役会の実効性に関する議論を行いました。

なお、アンケート回答のより深い理解を目的に、前年度に続き、取締役・監査役全員を対象とした議長による個別インタビューも実施（議長に対するインタビューは幹事社外役員が実施）し、その結果を上記取締役会で共有しております。

#### 【無記名アンケートの内容】

- I. 取締役会の実効性（総論、中長期的な経営計画、業務執行関連、コンプライアンス・サステナビリティ、指名・報酬委員会関連）
- II. 取締役会の運営（取締役会の運営、意思決定プロセス）
- III. 社外役員の支援・連携に係る体制
- IV. 監査役役割・監査役に対する期待
- V. 株主その他ステークホルダーとの関係
- VI. その他（取締役会全般、個人評価・相互評価、取締役会の責務）

### 2. 本年度の分析・評価結果の概要

当社取締役会は、以下のような点から、取締役会の実効性は引き続き十分に確保できているものと分析・評価しています（評価点も、社外役員・社内役員とも前年度同水準にあります）。

#### ●前年度の分析・評価を踏まえた取組みの状況について

- ・中期経営計画、投資案件、低採算事業

中期経営計画の達成度の検証については、取締役会での進捗状況の確認において市場動向や当社の競争優位性等の分析・説明の定着が進み、対策の議論が図られていること。投資案件については、投資前からリスクの分析・対策に関する十分な検討を行うための施策が策定・実施されていること、投資実行後には状況の定期的な報告・リスク評価の実施がなされていること。低採算事業については、改善の進捗状況の定期的な報告の実施に加え、具体的な施策の検討を進められていること。

- ・グループ・グローバル経営、人材関連

グループ・グローバル経営については、国内外の関係会社の経営に関する指導・支援を推進するための組織が設置され、各関係会社における運営課題への支援等が進められていること。経営人材の育成については、新たに構築した仕組みに基づく今後の育成計画が策定、実行されていること。

- ・取締役会の運営関連  
予定議題の整理や、資料の改善に向けた取組みを継続して実施されていること。社外役員への当社事業に関する情報提供を目的として、社外役員の工場視察や研究発表会への参加等が行われていること。
  - ・CSR・リスクマネジメント、サステナビリティ関連  
CSR・リスクマネジメント活動やESG等について現在および今後の取組みに関する取締役会での報告、議論の機会・内容の充実が図られていること。
  - ・ステークホルダーとの対話  
株主・投資家との対話等が実施され、その分析結果について取締役会での定期的な報告、議論が継続されていること。
- 上記に加え、会社の持続的成長や企業価値の向上に向け、取締役会全体として積極的で活発な議論がなされており、業務執行において社外役員の意見等が反映されていることもあらためて確認できました。

### 3. 本年度の分析・評価結果を踏まえた今後の取組み

上記の取締役会での議論において、全体として前年度より改善されていることを確認しつつも、主に以下の点について、更なる改善を進めてまいります。

- 中期経営計画、投資案件、低採算事業  
中期経営計画の目標達成に向けて、中長期的な市場変化、技術革新のスピード、競争状況および当社の競争優位性等について、より定量的な分析・説明を実施するとともに、状況変化等のある事業については随時事業戦略の見直しを行い取締役会で報告し、議論を充実させること。投資案件については、事前検討の段階から事業戦略や資本コストの観点も含むリスク分析・説明がなされるよう、施策の着実な定着を図り、実行後の案件については引き続き進捗報告およびリスク評価を定期的実施すること。低採算事業については、各事業の課題・リスクとその改善状況を今後も定期的に確認するとともに、これをふまえた対応を加速させ、より具体的な施策の検討と実行を順次進めていくこと。
- グループ・グローバル経営  
グループ・グローバル経営に関する課題については、昨年度設置した組織による施策も含め取締役会での議論を深めていくこと。経営人材の育成については、昨年度構築した仕組みにおいて具体的な育成計画を策定・実行中であり、その進捗状況を取締役会および指名・報酬委員会において確認、議論していくこと。
- 取締役会の運営関連  
取締役会のなお一層の充実のため、議題の絞り込み等により更に大きな視点での議論活性化の工夫を進め、運営改善を継続するとともに、資料の記載・提供方法等の改善によって審議の効率化を図ること。
- CSR・リスクマネジメント、ESG・SDGs関連  
CSR・リスクマネジメントについては、予防の観点で国内外の拠点でのコンプライアンスを含めたリスクマネジメント活動を強化し、またESG・SDGsへの取組みについては、計画に基づく検討・施策の実行を推進し、これらを取締役会で報告・議論する機会・内容をさらに充実させること。
- ステークホルダーとの対話  
引き続き株主・投資家との対話を継続していくことに加え、従業員など株主以外のステークホルダー全般の意見について取締役会でわかりやすい報告を工夫し、さらに議論を深めていくこと。

以上

## (5) 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の状況は次のとおりです。

セグメント名	主要な設備投資の内容	金額 (百万円)	前期比増減額 (百万円)
■ インフラ	光ファイバ製造設備の増設など	23,986	6,117
■ 電装エレクトロニクス	自動車部品事業子会社におけるワイヤハーネス製造設備の新設など	16,133	4,063
■ 機能製品	半導体製造用テープ製造設備の増設など	5,247	1,601
■ サービス・開発等	基幹業務システムの更新など	1,692	△349
■ 消去または全社	—	2,976	60
合計	—	50,036	11,493

(注) 前期までサービス・開発等セグメントが所管していた産業用レーザについて、事業化の見込みが立ったことに伴いインフラセグメントへ移管しており、前期の金額についても変更後の方法で作成し、当期の金額と比較しております。

### ご参考 フィリピンでのワイヤハーネス生産能力増強

グローバル車種向けのワイヤハーネス生産体制の最適化および生産能力の増強のため、昨年5月に、当社グループのFurukawa Automotive Systems Lima Philippines Inc. (フィリピン) では、総額約100億円の設備投資を決定しました。同社工場の建屋面積を現状の約2倍に拡張し、本年4月よりワイヤハーネスの量産を開始しております。



工場建屋内観

北米市場向けでは従来のメキシコでの一極生産から東南アジア (フィリピン・ベトナム) との二地域によるワイヤハーネス生産体制を構築し、コスト・品質面での競争力を高めることで、中期経営計画の重点領域である自動車分野を強化してまいります。

## (6) 資金調達状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。

また、当社グループでは、日本、中国およびタイにおいて、各国内の関係会社 (日本国内においては当社も含む) を対象としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、資金活用の効率化と有利子負債の削減を図っています。

なお、当期末の連結有利子負債は2,460億円で、前期末比125億円減少しました。

## (7) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	54,004百万円
(株)三菱UFJ銀行	39,540百万円
(株)横浜銀行	14,613百万円



## (8) 主要な営業所および工場等ならびに重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)










### 1 当社

本 社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	
区 分	名 称	所 在 地
営業所	北海道支社 東北支社 中部支社 関西支社 中国支社 九州支社	札幌市 仙台市 名古屋市 大阪市 広島市 福岡市
工場	日光事業所 千葉事業所 横浜事業所 平塚事業所 三重事業所 銅管事業部門 銅箔事業部門	栃木県日光市 千葉県市原市 横浜市 神奈川県平塚市 三重県亀山市 兵庫県尼崎市 栃木県日光市
研究所	コア技術融合研究所 先端技術研究所 自動車・エレクトロニクス研究所 情報通信・エネルギー研究所	横浜市 (横浜事業所内) 横浜市 (横浜事業所内) 神奈川県平塚市 (平塚事業所内) 千葉県市原市 (千葉事業所内)

### 2 国内製造・販売子会社

会社名 (本社/工場所在地)	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
東京特殊電線(株) (東京都港区/長野県上田市)	1,925百万円	56.71%	電線、デバイス製品等の製造・販売
古河電池(株) (横浜市/栃木県日光市、福島県いわき市)	1,640百万円	58.04%	電池 (自動車用、産業用) の製造・販売
古河産業(株) (東京都港区)	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線(株) (神奈川県大和市/同左)	489百万円	44.32%	光ファイバケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線(株) (東京都荒川区/神奈川県平塚市)	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
古河電工パワーシステムズ(株) (横浜市/山形県長井市)	450百万円	100%	送変電機材、架空・地中配電機材等の製造・販売
奥村金属(株) (兵庫県尼崎市/同左、滋賀県栗東市)	310百万円	100%	銅およびアルミニウム加工品の製造・販売
古河物流(株) (東京都千代田区)	292百万円	100%	貨物運送等
古河AS(株) (滋賀県犬上郡/同左、三重県亀山市)	100百万円	100%	自動車部品等の製造・販売
古河エレコム(株) (東京都千代田区)	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
古河マグネットワイヤ(株) (東京都千代田区/三重県亀山市)	96百万円	100%	巻線、各種金属線の製造・販売

### 3 海外製造・販売会社

会社名 (所在地)	資本金	出資比率	主要な事業内容
 OFS Fitel, LLC (米国)	362百万米ドル	100%	情報通信ソリューション事業
 American Furukawa, Inc. (米国)	107百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
 Furukawa Electric LatAm S.A. (ブラジル)	149百万リアル	100%	情報通信ソリューション事業
 瀋陽古河電纜有限公司 (中国)	643百萬元	100%	電線等の製造・販売
 古河銅箔股份有限公司 (台湾)	1,555百万新台幣ドル	100%	リチウムイオン電池用電解銅箔等の製造・販売
 台日古河銅箔股份有限公司 (台湾)	1,475百万新台幣ドル	81.85%	回路用電解銅箔等の製造・販売
 Furukawa Metal (Thailand) Public Co., Ltd. (タイ)	480百万バーツ	44.00%	銅管等の製造・販売
 Thai Furukawa Unicomm Engineering Co., Ltd. (タイ)	104百万バーツ	91.75%	情報通信、CATV等のエンジニアリング
 Furukawa Automotive Parts (Vietnam) Inc. (ベトナム)	18百万米ドル	100%	自動車部品等の製造
 PT Tembaga Mulia Semanan Tbk (インドネシア)	12百万米ドル	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売
 Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
 Trocellen GmbH (ドイツ)	8,500千ユーロ	100%	発泡製品の製造・販売

(注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。

2. 当期における当社の連結子会社は109社、持分法適用の関連会社は12社です。

### (9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

セグメント名	企業集団の従業員数	当社の従業員数
■ インフラ	9,359名 (400名増)	1,340名 (78名増)
■ 電装エレクトロニクス	37,670名 (868名増)	708名 (1名増)
■ 機能製品	2,987名 (988名減)	658名 (16名増)
■ サービス・開発等	2,199名 (10名増)	1,110名 (17名増)
合計	52,215名 (290名増)	3,816名 (112名増)

(注) 1. 臨時従業員および企業集団外への出向者は含んでおりません。

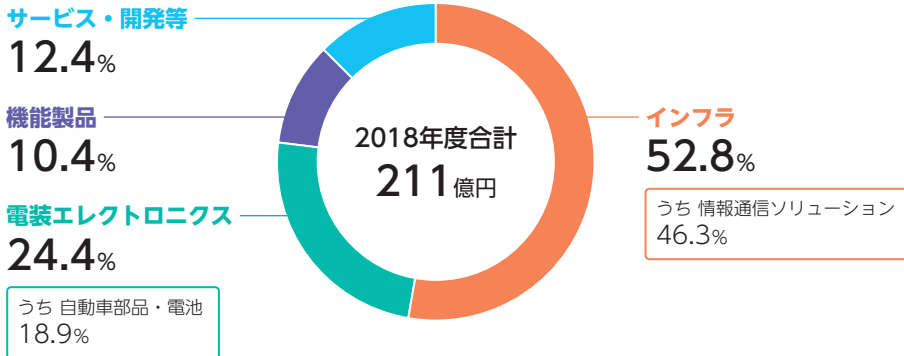
2. 上表中の ( ) 内は、前期末比の増減です。

3. サービス・開発等セグメントの従業員数には、当社の本部部門やグローバルマーケティングセールス部門など、全社共通の業務に従事する人員が含まれております。

4. 当社従業員における平均年齢は44.2才、平均勤続年数は19.6年です (臨時従業員および出向者は含んでおりません)。

5. 前期までサービス・開発等セグメントが所管していた産業用レーザについて、事業化の見込みが立ったことに伴いインフラセグメントへ移管しており、前期の従業員数についても変更後の方法で作成し、当期の従業員数と比較しております。

**ご参考 当社グループのセグメント別研究開発投資比率**



**ご参考 新事業創出に向けたオープンイノベーションの推進**

当社は、長年にわたり培ってきた自社技術に、事業分野を超えた外部の技術やアイデア等を組み合わせ、新事業創出や新領域の研究開発等を実現する取組みであるオープンイノベーションに、国内外において積極的に取り組んでいます。

**オープンラボ刷新**

国内においては、2016年8月に当社横浜事業所内に開設した「Fun Lab」に企業や大学、公的研究機関等から研究者など延べ1,000名超の方々にご来場いただき、当社の技術領域の紹介や新ビジネスに関する情報交換、共同開発の可能性の探索に取り組みました。本年6月には本施設のレイアウトを刷新、従来の2倍に増床するなど、より魅力ある施設へと変貌を遂げ、本施設の更なる活用を通じてイノベーションを共創するため外部機関との交流を強化していきます。



Fun Lab内観 (イメージ図)



Fun Labロゴマーク

**シリコンバレーに拠点開設**

国外においては、昨年8月に、米国カリフォルニア州のシリコンバレーに当社にとって4番目の海外研究拠点であるSilicon Valley Innovation Laboratories, Furukawa Electric (SVIL) を開設しました。世界中から優秀な人材や技術が集積し、イノベーションの発信地である同地で最新技術の調査や、現地のスタートアップ企業および大学との協働の機会発掘に取り組んでいます。本年5月に刷新した「古河電工グループビジョン2030」を踏まえ、長期的な視点でイノベーション活動に取り組む研究拠点となるよう、努めてまいります。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社製の部品を組み込んだ自動車について市場回収措置（リコール）が行われており、米国において当社子会社がその費用の一部分担に関して訴訟の提起を受け、現在係争中です。なお、上記に関連して合理的に見積が可能で費用見込み額については、既に引当処理を行っております。

また、当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けているほか、電力ケーブル事業を営む(株)ビスキャスに対して、ブラジル競争法当局による調査が行われています。なお、当社および当社子会社は、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。

## 2. 当社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

### (1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	250,000,000株	70,666,917株	51,644名

### (2) 大株主の状況

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,893,200株	9.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,178,300株	7.33%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,413,500株	3.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	2,269,500株	3.21%
朝日生命保険相互会社	1,365,050株	1.93%
古河機械金属株式会社	1,329,045株	1.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,120,800株	1.59%
富士電機株式会社	1,100,000株	1.56%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,091,900株	1.55%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 朝日生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,050,000株	1.49%

(注) 1. 持株比率は自己株式（48,957株）を控除して計算しております。

2. 株式会社みずほ銀行については、同社が退職給付信託として設定した上記株式2,413,500株とは別に、同社が保有する株式が173株あります。

### 3. 当社役員に関する事項 (2019年3月31日現在)

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
柴田 光 義	取締役会長	いすゞ自動車(株)社外取締役 東武鉄道(株)社外取締役 朝日生命保険相互会社社外監査役
小林 敬 一	代表取締役社長	
藤田 純 孝	社外取締役 (非常勤)	伊藤忠商事(株)理事 オリンパス(株)社外取締役
相馬 信 義	社外取締役 (非常勤)	古河機械金属(株)相談役
塚本 修	社外取締役 (非常勤)	(一財) 石炭エネルギーセンター理事長
寺谷 達 夫	社外取締役 (非常勤)	
中本 晃	社外取締役 (非常勤)	(株)島津製作所代表取締役会長
小塚 崇 光	取締役兼執行役員専務 (エネルギーインフラ統括部門長)	
木村 隆 秀	取締役兼執行役員専務 (情報通信ソリューション統括部門長)	
荻原 弘 之	取締役兼執行役員専務 (財務・調達本部長)	
黒田 修	取締役兼執行役員常務 (グローバルマーケティングセールス部門長)	
牧 謙	取締役兼執行役員 (戦略本部長)	
佐藤 哲 哉	監査役 (常勤)	
天野 望	監査役 (常勤)	愛知電機(株)社外取締役
柏木 隆 宏	監査役 (常勤)	富士古河E&C(株)社外監査役
藤田 讓	社外監査役 (非常勤)	朝日生命保険相互会社最高顧問 (公社) ユナイテッド・ワールド・カレッジ 日本協会会長 日本ゼオン(株)社外監査役 日本軽金属ホールディングス(株)社外監査役
塚本 隆 史	社外監査役 (非常勤)	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役 イオン(株)社外取締役 (株)インターネットイニシアティブ社外取締役
酒井 邦 彦	社外監査役 (非常勤)	TMI総合法律事務所顧問弁護士

- (注) 1. 取締役藤田純孝氏、塚本修氏および中本晃氏ならびに監査役藤田讓氏、塚本隆史氏および酒井邦彦氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役天野望氏は、当社において法務、人事および税務・会計部門の責任者等を歴任しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役藤田讓氏は、金融機関の代表取締役および財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役塚本隆史氏は、金融機関の代表取締役および財務部門担当取締役の経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
3. 取締役牧謙氏ならびに監査役天野望氏、柏木隆宏氏および酒井邦彦氏は、2018年6月22日開催の第196回定時株主総会において、新たに取締役または監査役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役天野望氏ならびに、監査役櫻日出雄氏および頃安健司氏は、第196回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、それぞれ取締役または監査役を退任いたしました。
5. 監査役白坂有生氏は、第196回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。

6. 当社は古河機械金属㈱の発行済株式総数の2.17%を保有しており、同社は当社発行済株式総数の3.43%（当社が退職給付信託として信託設定した株式を含む）を保有しております。当社は朝日生命保険相互会社の基金総額の2.20%に相当する金額を拠出しており、同社は当社発行済株式総数の3.42%（当社が退職給付信託として信託設定した株式を含む）を保有しております。当社は日本ゼオン㈱の発行済株式総数の2.36%（当社が退職給付信託として信託設定した株式を含む）を保有しており、同社は当社発行済株式総数の0.35%を保有しております。

なお、当社は中本晃氏が代表取締役会長を務める(株)島津製作所との間で、当社が同社に対して放熱製品の販売やケーブルの修理工事を行う取引等があります。

**ご参考** 2019年4月1日現在の取締役および監査役、執行役員、シニア・フェロー<sup>(注)</sup>の地位および担当は次のとおりです。

氏名	地位および担当
柴田 光 義	取締役会長
小林 敬 一	代表取締役社長
藤田 純 孝	社外取締役（非常勤）
相馬 信 義	社外取締役（非常勤）
塚本 修	社外取締役（非常勤）
寺谷 達 夫	社外取締役（非常勤）
中本 晃	社外取締役（非常勤）
荻原 弘 之	代表取締役兼執行役員副社長（グループ変革本部長）
小塚 崇 光	取締役兼執行役員専務（エネルギーインフラ統括部門長）
木村 隆 秀	取締役兼執行役員専務（情報通信ソリューション統括部門長）
黒田 修	取締役兼執行役員常務（グローバルマーケティングセールス部門長）
牧 謙	取締役兼執行役員（戦略本部長）
佐藤 哲 哉	監査役（常勤）
天野 望	監査役（常勤）
柏木 隆 宏	監査役（常勤）
藤田 讓	社外監査役（非常勤）
塚本 隆 史	社外監査役（非常勤）
酒井 邦 彦	社外監査役（非常勤）
川口 寛	執行役員専務（電装エレクトロニクス統括部門長）
Foad Shaikhzadeh	執行役員常務（Furukawa Electric LatAm S.A.（ブラジル）President）
伊地知 哲 朗	執行役員常務（研究開発本部長）
大野 良 次	執行役員常務（機能製品統括部門長）
宮本 聡	執行役員常務（総務・CSR本部長）
田中 雅 子	執行役員（戦略本部副本部長）
後藤 淳	執行役員（グローバルマーケティングセールス部門副部門長）
石渡 伸 一	執行役員（機能製品統括部門AT・機能樹脂事業部門長）
阿部 茂 信	執行役員（電装エレクトロニクス統括部門自動車部品事業部門長）
Jozsef Takacs	執行役員（Trocellen GmbH（ドイツ）CEO）
Gyula Besztercey	執行役員（Furukawa Electric Institute of Technology Ltd.（ハンガリー）President）
森田 真 吾	執行役員（グローバルマーケティングセールス部門中部支社長）
寺内 雅 生	執行役員（電装エレクトロニクス統括部門導電材事業部門長）

氏名	地位および担当
山井智之	執行役員（電装エレクトロニクス統括部門自動車部品事業部門副事業部門長）
福田隆志	執行役員（戦略本部ICT戦略企画部長）
伊藤啓真	執行役員（グローバルマーケティングセールス部門関西支社長）
福永彰宏	執行役員（財務・グローバルマネジメント本部長）
上村高敏	執行役員（ものづくり改革本部長）
福島徹	執行役員（SuperPower Inc.（米国）CEO）
永井清俊	執行役員（情報通信ソリューション統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長）
大越春喜	シニア・フェロー（研究開発本部情報通信・エネルギー研究所）
粕川秋彦	シニア・フェロー（研究開発本部情報通信・エネルギー研究所）

(注) シニア・フェローとは、国際的に通用する高度な専門知識により、当該専門領域における創造的で斬新なビジョン・中長期の方向性を提案するとともに、その専門性の伝承および後進の育成を行う人材として認定された、執行役員と同等待遇の専門職のことです。

## (2) 社外役員に関する事項

### 1) 社外役員の主な活動状況

#### 1 社外取締役

氏名	取締役会出席状況 (出席率)	発言の状況
藤田純孝	20回中20回 (100%)	商社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、コーポレートガバナンス、事業戦略、財務会計およびグループ企業管理などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行っております。 なお、同氏は幹事社外役員として社外役員会議 <sup>(注)</sup> の議長を務めるほか、指名・報酬委員会の委員長としても活動しております。
相馬信義	20回中19回 (95%)	グローバルに展開する非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、事業戦略、海外展開および人材育成などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
塚本修	20回中20回 (100%)	経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験に基づき、研究開発、事業戦略および製品品質などに関する議題を中心に、経済政策や市場動向を踏まえて活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
寺谷達夫	20回中20回 (100%)	自動車の設計開発などを通じた自動車部品に関する豊富な知識・経験に基づき、事業運営、製品品質および研究開発などに関する議題を中心に、特に自動車部品事業およびエレクトロニクス分野における技術や市場動向を踏まえて活発に発言を行っております。
中本晃	20回中20回 (100%)	大手精密機器メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、事業戦略、インベスターリレーションシップ、製品品質、設備投資および人材育成などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。

(注) 当社は、社外役員間での客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、またこれらにより形成・共有した意見を必要に応じ取締役会に報告することを目的に、社外役員会議を定期的で開催しており、当事業年度においては、3回開催いたしました。

## 2 社外監査役

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会 (出席率)	監査役会 (出席率)	
藤田 讓	20回中19回 (95%)	10回中10回 (100%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、コンプライアンス、財務政策およびグループ企業管理などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
塚本 隆史	20回中20回 (100%)	10回中10回 (100%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、グループ企業管理、製品品質およびディスクロージャーなどに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
酒井 邦彦	15回中15回 (100%) <sup>(注)</sup>	8回中8回 (100%) <sup>(注)</sup>	司法分野での永年の経験を通じて培われた企業法務等に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、製品品質、設備投資および訴訟対応に関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。また、監査役会においては、上記に加え、会計監査人の監査および四半期レビューの結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。

(注) 社外監査役の酒井邦彦氏は第196回定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会および監査役会の回数が他の社外監査役と異なります。

### 2) 当該事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事実はありません。

### 3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。



### (3) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### 1 当社の役員報酬の審議・決定機関

当社では、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会が、取締役会の委任に基づき、役員報酬等に関する方針や制度について審議、決定しております。同委員会は、6名の委員で構成され、うち委員長を含む4名の委員が社外取締役となっております。同委員会における審議・決定事項は次のとおりです。

##### 【指名・報酬委員会の審議・決定事項】

- (1) 取締役会の諮問に基づき審議・答申する事項
  - ・株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
  - ・代表取締役、取締役会長、取締役社長の選定・解職
  - ・執行役員を選任・解任
  - ・役付執行役員（執行役員副社長、執行役員専務、執行役員常務）の選定・解職
- (2) 取締役会の委任に基づき審議・決定する事項
  - ・取締役、執行役員の評価
  - ・取締役、執行役員報酬等に関する方針・制度
  - ・取締役、執行役員個人別の報酬等の内容
  - ・株主総会に提出する取締役、監査役報酬等に関する議案の内容
  - ・関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン
  - ・取締役、執行役員任期上限および退任後の取扱いに関する方針
  - ・特別顧問・名誉顧問の選任・解任、報酬に関する案の内容
  - ・経営陣のサクセッションプランの内容
- (3) 取締役、監査役、執行役員トレーニングの内容および方針についての審議・決定

#### 2 当社の役員報酬決定の方針

当社では、役員報酬の決定に関する方針を「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たすことを可能ならしめる内容のものとする。」と、指名・報酬委員会の決議に基づき定めております。本方針に則り、指名・報酬委員会では、社外の専門機関が行う調査を用い当社と同等規模の製造業約30社と比較することで、役員報酬の制度設計や水準等の妥当性、有効性ならびに適切性を毎年確認しております。

#### 3 当社の役員報酬の概要

当社の役員報酬は、基本報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬から構成されています。業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給され、対象者の報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位により異なるものの、概ね3割乃至5割となっております。各報酬の概要は次のとおりです。

報酬制度	概要
基本報酬（固定額）	取締役、監査役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、経営の監督と業務執行といった役割の違いや役位に応じて決定した固定額を、毎月金銭で支給します。

報酬制度	概要
短期業績連動報酬 (支給率：0～200%)	<p>社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の事業計画達成度<sup>(※1)</sup>や施策の実施状況などを評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給します。</p> <p>※中期経営計画に沿って策定する重要業績評価指標 (Key Performance Indicators) を用いて評価します。ただし、会長、社長および本部部門担当者については、全社業績に連動した指標を用いて評価します。</p>
中長期業績連動報酬 (支給率：0～100%)	<p>社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー(以下、本欄で「取締役等」<sup>(※1)</sup>とといいます)に支給される報酬で、株式報酬制度(以下、本欄で「本制度」といいます)をその内容としています。本制度では、当社が拠出する金員を原資として信託を通じて取得された当社株式等が、取締役等に対して支給されます。</p> <p>本制度においては、3事業年度毎の期間を1単位対象期間(現行期間は2016年4月1日から2019年3月31日まで)とし、当社は、取締役等への報酬として、対象期間毎に3億5千万円を上限とする金員を信託へ拠出します。取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されます<sup>(※2)</sup>。付与されたポイントは、各対象期間の終了後に、対象期間中の当社株価変動率とTOPIX(東証株価指数)変動率の比較基準ならびに対象期間における当社の1株当たり配当金の累計額基準に従い、一定の場合にはポイント数の減点調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けることができるポイントとして確定します。対象期間中に取締役等を退任する役員についても、これに準じた減点調整を行います。</p> <p>取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受けます。</p> <p>(※1) 海外在住者は、本制度の対象外とし、代わりに同制度における報酬と同等額の報酬を、その退任時に金銭にて支給されます。</p> <p>(※2) 対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数は175,000ポイントを上限とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に対応します。</p>

- (注) 1. 取締役に対する基本報酬および短期業績連動報酬は、2006年6月29日開催の第184回定時株主総会決議に基づく取締役報酬限度額である年額600百万円の範囲内で支給されます。なお、同限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役に対する基本報酬は、2014年6月25日開催の第192回定時株主総会決議に基づく監査役報酬限度額である年額130百万円の範囲内で支給されます。
3. 中長期業績連動報酬としての株式報酬制度は、2016年6月27日開催の第194回定時株主総会決議により導入されたもので、当事業年度においては取締役7名、執行役員16名、シニア・フェロー2名の計25名に対してポイントが付与されております。
4. 上表中の支給率は、制度毎に定めた標準報酬水準額を100%とした場合に、業績連動評価により実際の報酬額が変動する割合を示しています。

#### 4 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	短期 業績連動報酬	中長期 業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く)	433百万円	272百万円	92百万円	68百万円	8名
監査役(社外監査役を除く)	93百万円	93百万円	—	—	5名
社外役員	112百万円	112百万円	—	—	9名
うち社外取締役	76百万円	76百万円	—	—	5名
うち社外監査役	36百万円	36百万円	—	—	4名

- (注) 1. 上表の金額および員数には、当該事業年度に退任した取締役1名、監査役3名を含んでおります。
2. 中長期業績連動報酬額には、株式報酬制度のもと当該事業年度分として付与されたポイントに相当する株式数を、当期の報酬とみなして計上した額を記載しております。

## ご参考 役員報酬制度の改定について

当社では、社外取締役および監査役以外の役員等への報酬について、業績への連動性を高め、当社グループの企業価値増大および持続的な成長にも資するような報酬制度とすべく、取締役会の委任に基づく指名・報酬委員会の審議・決定により、以下の改定を行いました。当社の報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位により異なるものの、従来どおり概ね3割乃至5割となっております。なお、改定後の役員報酬制度は2019年7月から運用することを予定しております。

- (1) 短期業績連動報酬について、個々の担当部門業績を反映した短期業績連動報酬（個別）に加え、当社業績との連動性を高める目的で連結営業利益水準を評価指標に用いた短期業績連動報酬（全社）を新設します。
  - (2) 中長期業績連動報酬では、評価指標のうち「当社の1株当たり配当金の累計額基準」を廃止するとともに、インセンティブ性を高めることを目的とし支給率の上限を100%から130%へ変更します。
- 新たな役員報酬制度の概要は以下のとおりです。

報酬制度	概要
基本報酬	取締役、監査役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、経営の監督と業務執行といった役割の違いや役位に応じて決定した固定額を、毎月金銭で支給します。
短期業績連動報酬 (個別) (支給率：0～200%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の事業計画達成度 <sup>(※)</sup> や施策の状況等を評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給します。なお、本報酬は2019年度の業績等を踏まえて評価を行い2020年7月から支給を開始します。 (※) 中期経営計画に沿って策定する重要業績評価指標 (Key Performance Indicators) を用いて評価します。ただし、会長、社長および本部部門担当者については、全社業績に連動した指標を用いて評価します。
短期業績連動報酬 (全社) (支給率：0～200%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに支給される報酬で、指名・報酬委員会が決定した連結営業利益を評価基準 <sup>(※)</sup> として確定した報酬額を、年一回金銭で支給します。なお、本報酬は2019年度業績を反映した2020年7月から支給を開始します。 (※) 評価基準である連結営業利益は、過去数年間の連結営業利益等を参考に、定期的に指名・報酬委員会で適正な水準となるように確認・見直しを実施します。
中長期業績連動報酬 (支給率：0～130%)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェロー（以下、本欄で「取締役等」 <sup>(※1)</sup> といいます）に支給される報酬で、株式報酬制度（以下、本欄で「本制度」といいます）をその内容としています。本制度では、当社が拠出する金員を原資として信託を通じて取得された当社株式等が、取締役等に対して支給されます。 本制度においては、3事業年度毎の期間を1単位対象期間とし、当社は、取締役等への報酬として、対象期間毎に450百万円を上限とする金員を信託へ拠出します。取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されます <sup>(※2)</sup> 。付与されたポイントは、各対象期間の終了後に、対象期間中の当社株価変動率とTOPIX（東証株価指数）変動率の比較基準に従い、一定の場合にはポイント数の調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けることができるポイントとして確定します。対象期間中に取締役等を退任する役員についても、これに準じた調整を行います。 取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受けます。 (※1) 海外在住者は、本制度の対象外とし、代わりに同制度における報酬と同額額の報酬を、その退任時に金銭にて支給されます。 (※2) 対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数は180,000ポイントを上限とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に対応します。

(注) 取締役に対する報酬限度額について、基本報酬および短期業績連動報酬は2006年6月29日開催の第184回定時株主総会にて年額600百万円とし、中長期業績連動報酬は2019年6月開催予定の第197回定時株主総会において中長期業績連動報酬の内容となる株式報酬制度の一部改定が承認されることを条件に3事業年度毎の期間を1単位対象期間として450百万円を上限に信託へ拠出することとしております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2018年6月22日開催の第196回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	有限責任監査法人トーマツ	EY新日本有限責任監査法人
① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	161百万円	3百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	154百万円	—
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	107百万円	—

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、東京特殊電線(株)ほか10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人ならびに経理部門より見積監査時間および監査報酬等について説明を受け、その妥当性及び適切性等を確認した結果、高品質な監査を可能とする十分な監査時間が確保できており、監査報酬単価等も妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、会計アドバイザー業務等を委託しております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査役会は、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないなど会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

#### 1 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、CSR・リスクマネジメント委員会、総務・CSR本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ② コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ③ カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。
- ④ コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、総務・CSR本部CSR推進部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ⑤ 監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、総務・CSR本部総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

#### 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ② 取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

#### 3 当社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ② 各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

- ④ CSR・リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

#### **4 財務報告の適正性を確保するための体制**

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX対応基本方針)を定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

#### **5 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ② 取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
- ③ 部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しが行なわれる仕組みを構築する。

#### **6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ② 中期経営計画および単年度予算において、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定め、管理責任者は、その達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」において当社グループにおけるリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、CSR・リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。
- ④ 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」に基づき、「コンプライアンスに関する規程」において子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づける。また、総務・CSR本部が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。
- ⑤ 主要な子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

#### **7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。

#### **8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。
- ② 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

#### **9 当社および子会社の取締役または使用人による当社の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。

- ② 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。
- ③ 取締役および各部門長は、当社および子会社において、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。
- ④ 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

**10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への前号の報告を行った当社および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことについて、「古河電工グループCSR行動規範」および「コンプライアンスに関する規程」に定める。

**11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**12 その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**

- ① 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ② 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ③ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ④ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要**

**1 コンプライアンスおよびリスク管理に関する事項**

- ① 社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を、当該事業年度において2回開催しました。同委員会では、当社グループにおける、コンプライアンス教育の実施、会計処理事務、情報セキュリティ施策の実施、内部通報制度の運用、事業継続計画の進捗など、リスク管理の状況が確認されるとともに、改善が必要な事項について、その対応策を審議・決定しています。また同委員会の活動状況は、取締役会に報告されています。
- ② CSR・リスクマネジメント委員会の特別委員会である古河電工グループ品質管理委員会を当該事業年度において4回開催したほか、製品検査に関する調査を実施しました。重大な品質トラブルの発生や顧客クレーム等に関する情報を収集し、必要に応じて、事業部門および関係会社に対し、品質管理体制の改善策を指導しています。
- ③ 当該事業年度においては、本社および事業所で競争法遵守・贈収賄禁止に関するセミナーを開催したほか、経営層および関連管理部門に対するコンプライアンス問題事例集の配付を行いました。その他、内部通報された事項に対しては、必要に応じて外部専門家と相談のうえ、適宜対応しています。
- ④ 内部監査部門である監査部による各業務執行部門に対する業務監査の結果は、被監査部門長へ報告されるとともに、その概要は、取締役会に報告されています。

## 2 取締役の業務執行における効率性確保に関する事項

- ① 当該事業年度においては、20回の取締役会を開催しました。取締役会においては、重要な業務執行の決定や、中期経営計画の進捗ならびに年度予算などの経営目標の達成状況を確認するとともに、コーポレートガバナンスをはじめとする経営に関する基本事項について審議を行いました。
- ② 業務執行の成果を業務執行取締役や執行役員の報酬へより適正に反映させるため、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会の決定に基づき、株式報酬制度の導入を含め報酬総額に占める業績連動報酬の割合を増やすような役員報酬体系を整備し運用しています。

## 3 財務報告の適正性に関する事項

「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX対応基本方針)に基づき実施した内部統制の整備状況に関する評価結果は取締役会に報告されるとともに、内部統制報告書の提出に際しては取締役会の承認を得ています。

## 4 企業集団における業務の適正に関する事項

- ① 子会社毎に年度予算を設定し管理しているほか、子会社の経営等に関し重要なものとして当社付議・報告基準で定める事項は、当社取締役会、経営会議等において審議しています。その他、主に海外子会社を対象として、人事労務・経理・IT関連の経営基盤整備の支援を行っています。
- ② 国内において、グループ・コンプライアンス総括会議を開催し、内部統制に関する重要事項について活動状況の情報共有を行いました。また、国内外のグループ会社に対するコンプライアンス問題事例集の配付、海外グループ会社向けのe-ラーニングを活用した教育に加え、国内ならびにフィリピンおよび中国において、競争法遵守・贈収賄禁止に関するセミナーを当社主催で開催するなど、当社グループの内部統制強化を図っております。
- ③ グループ会社における内部通報制度の導入および整備を進めております。
- ④ 子会社の規模や重要性を勘案して当社役職員を当該子会社の取締役や監査役として派遣し、業務執行の監督を行っています。

## 5 監査の実効性確保に関する事項

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議、CSR・リスクマネジメント委員会その他の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画および監査結果を取締役に報告しています。また、監査役は、当社の内部監査部門等ならびに国内関係会社の監査役および内部監査部門などとの連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っているほか、海外関係会社も含めて往査を実施しております。
- ③ 当該事業年度においては、10回の監査役会を開催し、監査役間の意見交換・情報共有を行いました。
- ④ 監査役会は、会計監査人より監査計画の説明を受け、重要な監査項目などについて協議しました。また、監査役会は、各四半期および事業年度末の決算に応じ会計監査人より報告された四半期レビューの結果および当該事業年度の監査結果、監査の品質管理体制について意見交換等を行いました。その他、必要に応じて監査進捗状況の報告も受けております。
- ⑤ 監査役の要請に基づき、監査役補助使用人を2名配置しています。

以上

(注) 本報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。



# 連結計算書類等

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第197期 (2019年3月31日現在)	第196期 (ご参考) (2018年3月31日現在)	科 目	第197期 (2019年3月31日現在)	第196期 (ご参考) (2018年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>420,513</b>	<b>416,191</b>	<b>流動負債</b>	<b>331,621</b>	<b>330,335</b>
現金及び預金	44,628	50,635	支払手形及び買掛金	131,422	124,387
受取手形及び売掛金	219,347	224,335	短期借入金	106,710	106,279
有価証券	2,371	0	社債	—	10,000
商品及び製品	40,169	36,814	未払法人税等	3,893	4,024
仕掛品	36,956	32,273	製品補償引当金	28,400	22,827
原材料及び貯蔵品	45,764	44,703	その他	61,193	62,815
その他	32,365	28,643	<b>固定負債</b>	<b>206,488</b>	<b>206,226</b>
貸倒引当金	△1,090	△1,215	社債	20,000	20,000
<b>固定資産</b>	<b>397,508</b>	<b>392,441</b>	長期借入金	119,298	122,227
<b>有形固定資産</b>	<b>229,360</b>	<b>216,728</b>	繰延税金負債	1,547	2,327
建物及び構築物	216,932	218,385	環境対策引当金	10,691	10,470
機械装置及び運搬具	467,247	463,538	退職給付に係る負債	47,731	43,174
工具、器具及び備品	71,977	72,325	資産除去債務	1,246	1,084
土地	36,777	39,981	その他	5,972	6,943
リース資産	3,444	3,808	<b>負債合計</b>	<b>538,109</b>	<b>536,561</b>
建設仮勘定	36,444	20,484	<b>(純資産の部)</b>		
減価償却累計額	△603,463	△601,794	<b>株主資本</b>	<b>243,074</b>	<b>219,182</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>12,204</b>	<b>11,304</b>	資本金	69,395	69,395
のれん	2,751	2,542	資本剰余金	22,535	22,271
その他	9,453	8,762	利益剰余金	151,744	128,130
<b>投資その他の資産</b>	<b>155,942</b>	<b>164,407</b>	自己株式	△600	△613
投資有価証券	119,188	132,270	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,584</b>	<b>17,335</b>
出資金	6,199	6,062	その他有価証券	21,788	30,020
繰延税金資産	13,644	6,359	評価差額金	—	—
退職給付に係る資産	5,633	5,143	繰延ヘッジ損益	124	△495
その他	12,448	15,777	為替換算調整勘定	△8,937	△5,664
貸倒引当金	△1,172	△1,206	退職給付に係る	△8,391	△6,525
			調整累計額	—	—
<b>資産合計</b>	<b>818,021</b>	<b>808,632</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>32,252</b>	<b>35,552</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>279,911</b>	<b>272,071</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>818,021</b>	<b>808,632</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第197期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第196期 (ご参考) (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
売上高	991,590	967,333
売上原価	824,481	801,411
売上総利益	167,108	165,921
販売費及び一般管理費	126,266	121,117
<b>営業利益</b>	<b>40,842</b>	<b>44,804</b>
<b>営業外収益</b>	<b>6,855</b>	<b>10,457</b>
受取利息及び配当金	3,373	2,564
持分法による投資利益	1,685	4,311
その他	1,796	3,581
<b>営業外費用</b>	<b>8,619</b>	<b>8,352</b>
支払利息	4,075	3,977
為替差損	1,100	1,216
その他	3,443	3,158
<b>経常利益</b>	<b>39,078</b>	<b>46,908</b>
<b>特別利益</b>	<b>9,887</b>	<b>9,776</b>
固定資産処分益	3,779	9,362
投資有価証券売却益	4,952	220
その他	1,154	193
<b>特別損失</b>	<b>13,208</b>	<b>16,219</b>
固定資産処分損	2,779	967
減損損失	2,627	3,122
製品補償引当金繰入額	6,364	7,157
訴訟等損失引当金繰入額	—	2,131
その他	1,436	2,840
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>35,757</b>	<b>40,466</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>3,310</b>	<b>8,151</b>
法人税、住民税及び事業税	8,811	8,402
法人税等調整額	△5,500	△251
<b>当期純利益</b>	<b>32,446</b>	<b>32,314</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	3,338	3,767
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>29,108</b>	<b>28,547</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第197期 (2019年3月31日現在)	第196期 (ご参考) (2018年3月31日現在)	科 目	第197期 (2019年3月31日現在)	第196期 (ご参考) (2018年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>199,665</b>	<b>200,515</b>	<b>流動負債</b>	<b>158,997</b>	<b>162,006</b>
現金及び預金	4,057	11,486	支払手形	728	1,028
受取手形	3,718	3,190	買掛金	88,697	84,746
電子記録債権	5,192	4,768	短期借入金	41,837	40,886
売掛金	101,951	108,550	社債	—	10,000
商品及び製品	5,862	5,138	未払金	8,167	6,506
仕掛品	17,119	13,290	未払費用	15,462	15,705
原材料及び貯蔵品	9,828	9,569	未払法人税等	1,041	1,272
前渡金	—	163	前受金	495	312
前払費用	1,056	709	製品補償引当金	387	344
短期貸付金	25,283	14,682	環境対策引当金	11	—
未収入金	24,676	28,064	工事損失引当金	1,407	660
その他	932	916	その他	758	543
貸倒引当金	△15	△16	<b>固定負債</b>	<b>145,940</b>	<b>149,876</b>
<b>固定資産</b>	<b>269,347</b>	<b>262,872</b>	社債	20,000	20,000
<b>有形固定資産</b>	<b>70,864</b>	<b>67,269</b>	長期借入金	92,750	96,750
建物	29,689	30,704	退職給付引当金	20,214	17,954
構築物	2,951	2,854	環境対策引当金	10,648	10,370
機械及び装置	13,415	12,775	関係会社事業損失引当金	730	3,444
車両運搬具	75	53	役員株式給付引当金	284	196
工具、器具及び備品	2,670	2,201	資産除去債務	514	379
土地	13,482	13,883	その他	797	782
リース資産	78	62	<b>負債合計</b>	<b>304,937</b>	<b>311,883</b>
建設仮勘定	8,500	4,734	<b>(純資産の部)</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>4,100</b>	<b>3,778</b>	<b>株主資本</b>	<b>146,225</b>	<b>130,349</b>
ソフトウェア	3,741	3,412	資本金	69,395	69,395
その他	358	365	資本剰余金	21,467	21,467
<b>投資その他の資産</b>	<b>194,382</b>	<b>191,824</b>	その他資本剰余金	21,467	21,467
投資有価証券	37,732	44,345	利益剰余金	55,925	40,063
関係会社株式	92,728	91,694	利益準備金	1,871	1,306
関係会社出資金	44,998	35,509	その他利益剰余金	54,053	38,757
関係会社長期貸付金	21,399	20,317	繰越利益剰余金	54,053	38,757
前払年金費用	4,288	3,992	自己株式	△561	△576
繰延税金資産	2,633	369	<b>評価・換算差額等</b>	<b>17,850</b>	<b>21,154</b>
その他	5,141	7,415	その他有価証券評価差額金	17,587	20,865
貸倒引当金	△14,539	△11,820	繰延ヘッジ損益	262	289
<b>資産合計</b>	<b>469,013</b>	<b>463,387</b>	<b>純資産合計</b>	<b>164,075</b>	<b>151,504</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>469,013</b>	<b>463,387</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第197期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第196期 (ご参考) (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
売上高	473,626	457,730
売上原価	431,424	416,090
売上総利益	42,201	41,639
販売費及び一般管理費	37,054	35,945
営業利益	5,147	5,694
営業外収益	23,222	17,841
受取利息及び配当金	22,408	16,590
その他	814	1,251
営業外費用	5,750	2,288
支払利息	1,314	1,160
為替差損	150	333
貸倒引当金繰入額	2,871	—
関係会社事業損失引当金繰入額	285	—
外国源泉税	638	253
その他	490	540
経常利益	22,619	21,247
特別利益	4,001	7,227
固定資産処分益	236	6,962
関係会社株式売却益	2,225	—
投資有価証券売却益	1,109	222
その他	430	42
特別損失	5,075	12,526
固定資産処分損	2,172	449
減損損失	2,428	—
貸倒引当金繰入額	3	1,613
関係会社事業損失引当金繰入額	—	3,310
関係会社株式評価損	159	6,422
その他	312	730
税引前当期純利益	21,546	15,948
法人税、住民税及び事業税	841	△25
法人税等調整額	△805	△2,568
当期純利益	21,510	18,542

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

古河電気工業株式会社  
取締役会 御 中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 太洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

古河電気工業株式会社  
取締役会 御 中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢野浩一 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田太洋 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷大二郎 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第197期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第197期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、全ての本社機能部門及び事業部門の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けているほか、電力ケーブル事業を営む(株)ビスカスに対して、ブラジル競争法当局による調査が行なわれており、当社および当社子会社は、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。これらは、事業報告に記載のとおり、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。なお、当社グループにおいては、独占禁止法・競争法のみならず、贈収賄防止等、他の法領域を含む近時の各国・地域における規制強化に対応すべく、役職員への教育の充実や内部監査部門によるモニタリング強化といった活動をグループ全体で展開し、コンプライアンスの徹底に努めていることを確認しております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

## 古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 哲哉 ㊞

常勤監査役 天野 望 ㊞

常勤監査役 柏木 隆宏 ㊞

社外監査役  
(非常勤) 藤田 譲 ㊞

社外監査役  
(非常勤) 塚本 隆史 ㊞

社外監査役  
(非常勤) 酒井 邦彦 ㊞

以上





# 株主総会会場略図

開催  
日時

2019年6月27日（木曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

開催  
場所

東京プリンスホテル2階「鳳凰の間」  
東京都港区芝公園三丁目3番1号 電話 (03) 3432-1111  
昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、  
お間違えのないようお願い申し上げます。



最寄駅の  
ご案内

■ 都営地下鉄 三田線	「御成門駅」	A1出口 から 徒歩約 1分
■ 都営地下鉄 大江戸線	「大門駅」	A6出口 から 徒歩約 7分
■ 都営地下鉄 浅草線		
J R 山手線・京浜東北線	「浜松町駅」	北口 から 徒歩約10分

● お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

古河電気工業株式会社

<https://www.furukawa.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを  
使用しています。